

第 226 号（令和 8 年 3 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

△ 横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例施行規則【健康福祉局ひきこもり支援課】	7
△ 横浜市マイナンバーカード特設センター規則及び横浜市パスポートセンター規則の一部を改正する規則【市民局総務課】	8
△ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育支援課】	9
△ 横浜市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】	10
△ 横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】	11
△ 横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【医療局健康安全課】	12
△ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則【医療局健康安全課】	13
△ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	14
△ 横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局指導課】	15
△ 横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校給食・食育推進課】	16

[告示]

△ 令和 8 年度横浜市一般会計予算ほか 23 件の要領公表【財政局財政課】	17
△ 多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	18
△ 郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	19
△ 幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	20
△ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	21
△ 児童相談所の児童福祉司等の数【こども青少年局中央児童相談所】	22
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	23
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	24
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	25
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	26
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	27

△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	28
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	29
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	30
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	31
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	32
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	33
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	34
△ 指定居宅サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	35
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	36
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	37
△ 水防法第14条の2第2項第4号に基づく雨水出水浸水想定区域の指定【下水道河川局マネジメント推進課】	38
△ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】	40
△ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】	41
△ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】	42
△ 喫煙禁止地区の区域の変更【資源循環局街の美化推進課】	43
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【建築局建築企画課】	45
△ 県道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	57
△ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】	58
△ 横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正【港湾局経理課】	59
△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	60
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	62
[公告]	
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	64
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	66
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	67
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	69
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	71
△ 公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	73
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	74
△ 農用地利用集積等促進計画の認可【みどり環境局農政推進課】	75
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	96

△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	97
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	98
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	99
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	100
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	101
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	102
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	103
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	104
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	105
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	106
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	107
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	108
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	109
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	110
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	111
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	112
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	113
△ 地域まちづくりルールの認定変更【都市整備局地域まちづくり課】	114
△ 地域まちづくりルールの認定変更【都市整備局地域まちづくり課】	115
△ 市街地再開発組合の解散の認可【都市整備局市街地整備調整課】	116
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	117
[達]	
△ 横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター処務規程【健康福祉局ひきこもり支援課】	118
△ 横浜市中央卸売市場本場及び食肉市場に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部改正【経済局総務課】	120
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【医療局健康安全課】	122
△ 横浜市下水道河川局水再生センター等規程の一部改正【下水道河川局施設管理課】	123
△ 横浜市電気工作物保安規程の一部改正【建築局保全推進課】	127
△ 横浜市戸籍振り仮名事務センター規程の廃止【市民局窓口サービス課】	128
△ 横浜市繁殖センター規程の廃止【みどり環境局動物園課】	129
△ 横浜市繁殖センター職員の勤務時間に関する規程の廃止【みどり環境局総務課】	130
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	131

[区公告]

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【港北区総務課】 132
- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】 134
- △ 土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の縦覧【中区区政推進課】 135
- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】 136

[交通局]

- △ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】 137
- △ 横浜市営交通パートナーシップ事業に関する規程の一部を改正する規程【資産活用課】 138
- △ 横浜市交通局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【総務課】 139
- △ 横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】 140
- △ 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】 159
- △ 横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程【人事課】 160
- △ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】 171
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【自動車本部営業課】 181
- △ 1日乗車券の様式の一部改正【自動車本部営業課】 194

[医療局病院経営本部]

- △ 横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【総務課】 195

[教育委員会]

- △ 職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】 196

[市選挙管理委員会]

- △ 横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【選挙課】 197
- △ 横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨【選挙課】 198
- △ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】 202

[区選挙管理委員会]

- △ 横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【鶴見区】 203
- △ 横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【神奈川区】 204
- △ 横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【西区】 205
- △ 横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【中区】 206

△ 横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【南区】	207
△ 横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【港南区】	208
△ 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】	209
△ 横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【旭区】	210
△ 横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【磯子区】	211
△ 横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【金沢区】	212
△ 横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【港北区】	213
△ 横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【緑区】	214
△ 横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【青葉区】	215
△ 横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【都筑区】	216
△ 横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【戸塚区】	217
△ 横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【栄区】	218
△ 横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【泉区】	219
△ 横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【瀬谷区】	220
[人事委員会]	
△ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	221
△ 任用候補者名簿の失効【任用課】	224
[監査委員]	
△ 令和7年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果の公表【財務監査課】	226
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	227
[農業委員会]	
△ 横浜市中心農業委員会情報セキュリティ管理規程【中央農業委員会】	228
△ 横浜市南西部農業委員会情報セキュリティ管理規程【南西部農業委員会】	233
[市会]	

△ 横浜市議会事務局情報セキュリティ管理規程の一部改正【総務課】	237
△ 横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正【総務課】	239
△ 横浜市議会事務局の組織、事務分掌等に関する規程の一部改正【総務課】	240
[その他]	
△ 横浜市工事部分払事務取扱要綱の施行についての廃止について（副市長通知）【 財政局契約第一課】	241
△ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命 通達）【市民局区連絡調整課】	242

規則

横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第10号

横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例施行規則

横浜市青少年相談センター条例施行規則（平成19年6月横浜市規則第78号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター条例（令和8年2月横浜市条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時45分から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市マイナンバーカード特設センター規則及び横浜市パスポートセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第11号

横浜市マイナンバーカード特設センター規則及び横浜市パスポートセンター規則の一部を改正する規則

(横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部改正)

第1条 横浜市マイナンバーカード特設センター規則(令和3年4月横浜市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「200,000円」を「300,000円」に改める。

(横浜市パスポートセンター規則の一部改正)

第2条 横浜市パスポートセンター規則(令和元年9月横浜市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「200,000円」を「300,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第12号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「69,850円」を「72,360円」に、「62,870円」を「65,130円」に、「86,110円」を「89,200円」に、「79,110円」を「81,950円」に、「147,130円」を「152,420円」に、「140,160円」を「145,200円」に、「240,240円」を「248,880円」に、「233,260円」を「241,650円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に行った子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育に要する費用の額の算定から適用する。

横浜市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第13号

横浜市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市児童相談所長委任規則（昭和49年9月横浜市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第9号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第21号中「第33条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第14号

横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則

横浜市児童相談所規則（昭和33年7月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」の次に「横浜市東部児童相談所、」を加え、「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改める。

第4条第2項中「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改める。

第5条第1項中「中央児童相談所長」の次に「並びに東部児童相談所長」を、「北部児童相談所長」の次に「（以下「東部児童相談所長等」という。）」を加える。

第6条第1項第1号から第5号までの規定中「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改め、同条第2項中「西部児童相談所長」を「東部児童相談所長は横浜市東部児童相談所に、西部児童相談所長」に改め、同項第8号中「200,000円」を「300,000円」に改め、同条第3項第1号から第6号まで及び第12号中「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改め、同項第13号中「200,000円」を「300,000円」に、「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改める。

第8条第1項中「西部児童相談所等」を「東部児童相談所等」に改め、同条第2項中「中央児童相談所の所長は、西部児童相談所の所長」を「中央児童相談所長は、東部児童相談所長等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第8号の改正規定及び同条第3項第13号の改正規定（「200,000円」を「300,000円」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市児童相談所規則の規定による横浜市中心部児童相談所の分掌する事務事業についてなされた手続その他の行為のうち鶴見区及び神奈川に係るものにあつては、別段の定めのない限り、この規則による改正後の横浜市児童相談所規則の規定による横浜市東部児童相談所の分掌する事務事業についてなされた手続その他の行為とみなす。

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第15号

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第18項中第29号及び第30号を削り、第31号を第29号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第16号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年3月横浜市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第37条第1項」の次に「、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項」を加え、「同項各号に掲げる」を「これらの規定に規定する医療に要する」に改め、同項ただし書中「同項」を「法第37条第1項」に改め、「患者」の次に「、法第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者若しくは法第50条の3第1項に規定する新感染症外出自粛対象者（以下「患者等」という。）」を加え、同条第2項中「当該患者」を「患者等」に改める。

第3条第1項中「、当該患者」を「、患者等」に、「当該患者と」を「当該患者等と」に、「）又は」を「）若しくは」に改め、「よる入院」の次に「又は法第44条の3第2項若しくは第50条の2第2項の規定による協力の求め」を、「当該入院」の次に「又は当該協力の求め」を加え、「当該右欄」を「同表右欄」に改め、同項ただし書中「又は退院した患者」を「若しくは協力の求めを受け、又は退院し、若しくは協力の求めに係る期間が満了した患者等」に、「本文」を「この項本文」に改め、同条第2項第2号中「当該患者又は」を「患者等又は」に、「当該患者と」を「当該患者等と」に改める。

別表中「第37条第1項」の次に「、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項」を、「第39条第1項」の次に「（法第44条の3の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第17号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)の表こまどりの項及びサン・三ツ沢の項を削る。

附 則

この規則中、別表第1の(2)の表の改正規定（こまどりの項を削る部分に限る。）は令和8年4月1日から、同表の改正規定（サン・三ツ沢の項を削る部分に限る。）は同年5月1日から施行する。

横浜市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第18号

横浜市火災予防規則の一部を改正する規則

横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9号様式中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

第22号様式その1中

「

サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

」

を

「

簡易サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
一般サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市火災予防規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第19号

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成24年3月横浜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

条例第7条に規定する規則で定める日は、学校給食を受ける年度の5月から翌年3月まで（中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては、9月を除く。）の各月の末日とする。

第5条第2項中「別表第2に規定する区分ごと」を「選択した別表第2に規定する区分」に、「それぞれ前項の申込みにおいて当該区分を選択した日数を乗じて得た額を合算して」を「当該各納付期限の属する月（以下「支払月」という。）の前月（支払月が10月であるときは支払月の前月及び前々月、3月であるときは支払月の前月及び支払月）における学校給食の提供予定日数を乗じて」に改め、同条第3項中「（中学校及び義務教育学校の後期課程に係るものを除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告示

横浜市告示第92号

令和8年度横浜市一般会計予算ほか23件の要領公表

令和8年3月24日の市議会において議決を得た令和8年度横浜市一般会計予算ほか23件の要領を、別冊のとおり公表する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市告示第93号

多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務
の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
多機能端末機による証明書等交付手数料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第94号

郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社エイジェック
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
- 3 委託した収納事務に係る歳入
郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第95号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和8年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園 睦町保育園
設置者	社会福祉法人乳児保護協会
所在地	南区睦町1丁目30番地

横浜市告示第96号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

承認年月日	令和8年3月31日
廃止年月日	令和8年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	睦町保育園
所在地	南区睦町1丁目30番地

横浜市告示第97号

児童相談所の児童福祉司等の数

横浜市児童相談所規則（昭和33年7月横浜市規則第31号）第4条第4項により、児童相談所の令和7年度の児童福祉司等の数を次のとおり定めた。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

児童相談所名	児童福祉法第12条の3第7項の所員の数	児童福祉法第13条第2項の児童福祉司の数	児童福祉法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数
横浜市中心部児童相談所	39人	79人	13人
横浜市西部児童相談所	29人	59人	10人
横浜市南部児童相談所	36人	72人	12人
横浜市北部児童相談所	35人	71人	12人

横浜市告示第98号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ横浜 三ッ沢	保土ヶ谷区 岡沢町 287 番地の 2	令和8年 3月1日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第99号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ横浜旭	旭区都岡町 41番地の6	令和8年 3月1日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第100号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼたまプラーザ	青葉区美しが丘西一丁目5番地の31	令和8年 3月1日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第101号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ横浜 仲町台	都筑区勝田 町1,219番 地の8	令和8年 3月1日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第102号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ戸塚	戸塚区矢部町 2,063 番地の 1	令和8年 3月1日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 103 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の 名称	事業所の名 称	事業所の所 在 地	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ横 浜港南台	栄区庄戸一 丁目12番11 号	令和8年 3月1日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第104号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H I T O W A	イリーゼ横浜センター南	都筑区中川中央二丁目3番28号	令和8年 3月1日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第105号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ横 浜三ッ沢	保土ヶ谷区 岡沢町 287 番地の2	令和8年 2月28日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第106号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ横 浜旭	旭区都岡町 41番地の6	令和8年 2月28日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第107号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼたまプラーザ	青葉区美しが丘西一丁目5番地の31	令和8年 2月28日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第108号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ横 浜仲町台	都筑区勝田 町 1,219 番 地の 8	令和8年 2月28日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第109号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ戸塚	戸塚区矢部町 2,063 番地の 1	令和 8 年 2 月 28 日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 110 号

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の 名称	事業所の名 称	事業所の所 在 地	廃止年月 日	サービスの 種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ横 浜港南台	栄区庄戸一 丁目12番11 号	令和8年 2月28日	特定施設入 居者生活介 護

横浜市告示第 111 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
H I T O W A ケア サービス 株式会社	イリーゼ横浜センター南	都筑区中川中央二丁目3番28号	令和8年 2月28日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 112 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 Brain	さくらの郷	緑区鴨居4丁目52番15号	令和8年 3月31日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 113 号

水防法第14条の2第2項第4号に基づく雨水出水浸水想定区域の指定

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第14条の2第2項第4号の規定に基づき、次のとおり雨水出水浸水想定区域を指定し、同条第4項の規定により公表する。

また、水防法施行規則（平成12年11月21日建設省令第44号）第6条の規定に基づき、これらを表示した図面を次の閲覧場所において閲覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定年月日
令和8年3月25日
- 2 雨水出水浸水想定区域
添付資料参照
- 3 閲覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課

横浜市雨水出水浸水想定区域図 (想定最大規模)



凡例	
	下水道事業計画区域
	2.0m以上 浸水想定区域
	1.0~2.0m未満 浸水想定区域
	50cm~1.0m未満 浸水想定区域
	20~50cm未満 浸水想定区域
	2~20cm未満 浸水想定区域
	2cm未満未満 浸水想定区域
	区界
	市区界
	下水道事業計画区域外

- 1) 説明文
 - ① この図は、横浜市において、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨が市域全域に降った場合に浸水が想定される範囲やその深さを表したものです。この図で色がついていない場所は、計算上では浸水しない場所ですが、雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があり、浸水深も深くなる場合がありますので注意して下さい。
 - ② 平成30年度末時点の下水道の整備状況や、水路や河川のデータ及び地盤高(標高)の状況等を基盤として、[想定し得る最大規模の降雨(1時間降水量153mm)]に伴う雨水出水により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
 - ③ このシミュレーションの実施にあたっては、シミュレーションの前提となる降雨を超える水深が実際の状況と異なる場合があります。
 - ④ 水防法第14条第2項第4号の規定により定められた雨水出水浸水想定区域は、下水道事業計画区域内のうち浸水が想定される区域(青色部)で示しています。なお、灰色()で着色した区域は、横浜市公共下水道により雨水を排水していない下水道事業計画区域外のため、雨水出水浸水想定区域の対象外になります。
 - ⑤ 水害時において避難や水防活動を開始するタイミングは、お住いの状況等により異なることから、自らの判断で適切に行動してください。
- 2) 基本事項等
 - ① 作成主体：横浜市
 - ② 指定年月日：令和8年3月25日
 - ③ 告示番号：226号
 - ④ 指定の根拠法令：水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第4号
 - ⑤ 指定の前提となる降雨：想定最大規模降雨(1時間降水量153mm)
- 3) 備考
 - ① その他計算条件等：対象区域を一边25mのメッシュに分割し、メッシュごとの浸水深を計算しています。
河川水位については、河川モデル化を行い下水道と併せて解析を行っているため、河川からの溢水は考慮していますが、河川堤防の破壊は想定していません。
潮位については、昭和54年に観測された既往最高潮位を条件としています。
② 浸水継続時間(浸水深50cm以上がおおむね24時間以上継続する場合に表示)について、横浜市では該当がないため表示していません。
③ 国土地理院が公表している平成30年度末(平成31年3月)時点の標高データ※を基に、道路の高さや下水道のマンホールの高さなどをを用いてメッシュの地盤高を設定しています。
※測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R4.JH5 868

横浜市告示第 114 号

公共下水道の排水施設の方式の変更

鶴見区上の宮二丁目、北寺尾四丁目、北寺尾六丁目及び港北区師岡町における公共下水道の排水施設の方式を、合流式から分流式に変更する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市告示第 115 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入させなければな らない区域	供用開始 年月日
分流式	旭区市沢町の一部 港北区小机町及び鳥山町の各一部 緑区鴨居四丁目、小山町及び長津田町 の各一部 戸塚区上矢部町、戸塚町、原宿五丁目 、東俣野町及び平戸町の各一部 栄区飯島町の一部 瀬谷区阿久和西四丁目の一部	令和 8 年 3 月 25 日

横浜市告示第 116 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	旭区市沢町の一部	令和8年3月25日
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区小机町及び鳥山町の各一部 緑区鴨居四丁目の一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸25番地	緑区小山町及び長津田町の一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区原宿五丁目及び東俣野町の各一部 瀬谷区阿久和西四丁目の一部	
横浜市下水道河川局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目5番1号	戸塚区戸塚町の一部 栄区飯島町の一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区上矢部町及び平戸町の各一部	

横浜市告示第117号

喫煙禁止地区の区域の変更

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第11条の2第1項に規定する喫煙禁止地区の区域を、次のとおり変更する。

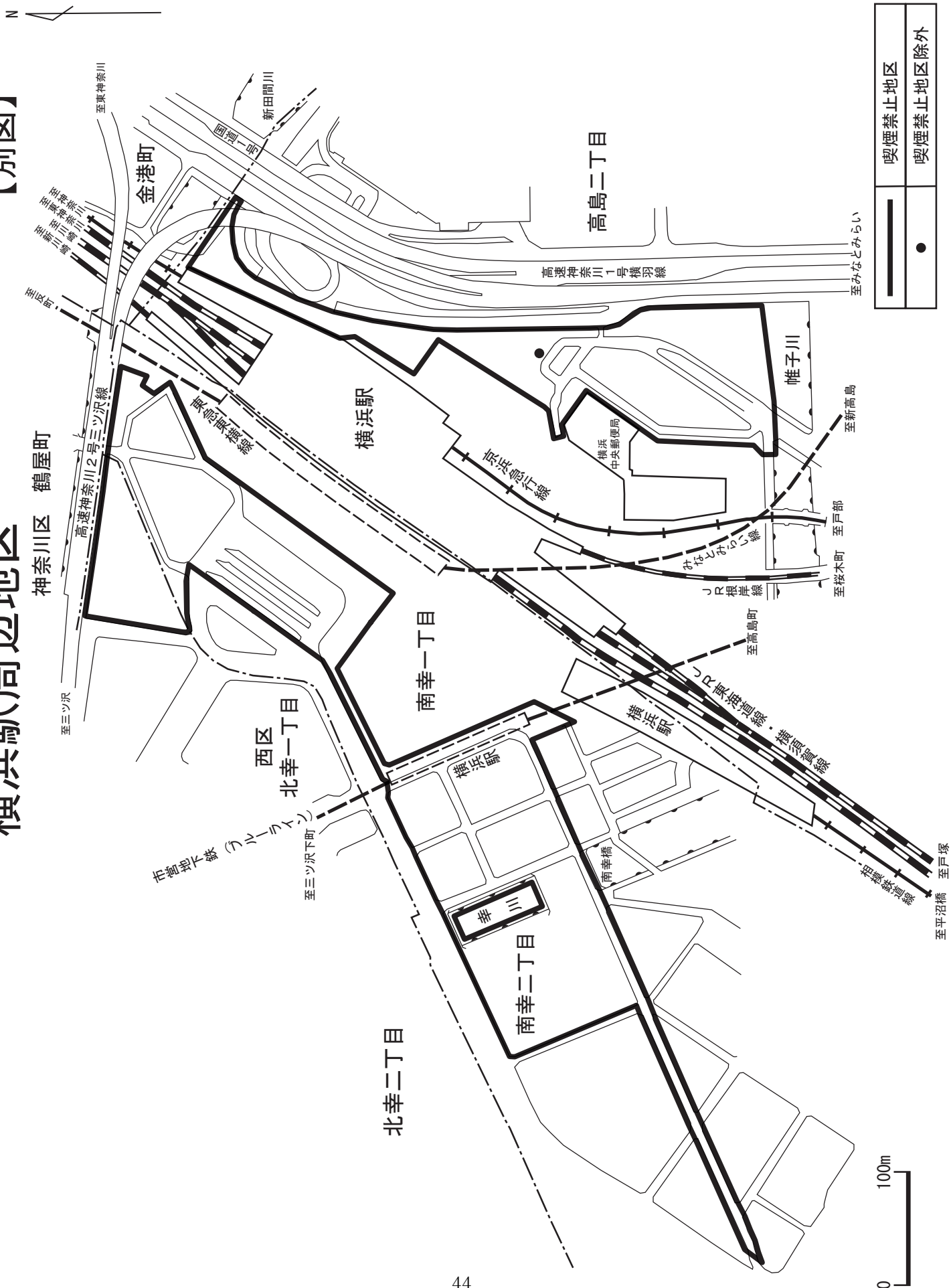
令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	指定場所	
	指定地区名	区域図
令和8年4月16日	横浜駅周辺	別図のとおり

【別図】

横浜駅周辺地区



横浜市告示第118号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

表中

「

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）	第3条第1項	令和5年 10月5日	指定事業所設置許可申請
	第7条	令和4年 1月14日	指定事業所事業開始等届出
	第8条第1項	令和5年 10月5日	指定事業所に係る変更許可申請
	第8条第2項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る変更完了届出
	第8条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る変更計画中止届出
	第10条	令和5年 10月5日	指定事業所に係る変更届出
	第11条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る地位承継届出
	第12条	令和5年 10月5日	指定事業所廃止等届出
	第15条第2項	令和5年 10月5日	指定事業所現況届出
	第18条第2項	令和5年 10月5日	環境管理事業所認定申請
	第21条第1項	令和5年 10月5日	環境管理事業所に係る変更届出
	第33条	令和4年 7月25日	騒音測定結果報告
第33条	令和4年 7月25日	振動測定結果報告	
第55条第1項	令和4年 7月25日	夜間営業開始届出	

第55条第2項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る変更計画届出
第55条第3項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る変更届出
第55条第4項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る廃止等届出
第56条第2項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る地位承継届出
第61条の2第2項	令和4年 4月1日	地下水汚染原因調査報告
第61条の3第2項	令和4年 4月1日	地下水浄化措置結果報告
第64条の2第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）	令和4年 4月1日	特定有害物質使用等事業所廃止等届出
第64条の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）	令和4年 4月1日	条例土壌汚染状況調査結果報告
第64条の2第2項第3号（同条第7項において準用する場合を含む。）	令和4年 4月1日	土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認申請
第64条の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）	令和4年 4月1日	土地利用方法変更届出
第65条第1項	令和4年 4月1日	土地の形質の変更届出
第65条第2項及び第3項	令和4年 4月1日	条例土壌汚染状況調査結果報告
第66条の2第1項及び第3	令和4年 4月1日	条例汚染除去等計画（新規・変更）

項		
第66条の2第9項	令和4年 4月1日	条例実施措置工事 完了報告
第66条の2第9項	令和4年 4月1日	条例実施措置完了 報告
第67条の2第1項	令和4年 4月1日	条例形質変更時要 届出区域内におけ る土地の形質の変 更届出
第68条の2第1項	令和4年 4月1日	土壤汚染による地 下水への影響調査 報告
第69条第1項	令和4年 4月1日	搬出しようとする 土壤の基準適合認 定申請
第69条第1項	令和4年 4月1日	条例汚染土壤の区 域外搬出届出
第69条第2項	令和4年 4月1日	条例汚染土壤の区 域外搬出変更届出
第69条第3項	令和4年 4月1日	非常災害時におけ る条例汚染土壤の 区域外搬出届出
第69条の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）	令和4年 1月14日	搬出条例汚染土壤 の運搬／処理状況 確認届出
第70条の2第1項	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象事業所廃止 届出
第70条の2第2項	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における 土壤汚染状況調査 結果報告
第70条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における 土地の形質の変更 届出（ダイオキシ ン類管理対象地に

		おける土地の一部の利用の方法の変更届出)
第70条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)	令和4年4月1日	ダイオキシン類管理対象地における土地形質変更土壤汚染状況調査結果報告(ダイオキシン類管理対象地における土地の一部の利用の方法の変更土壤汚染状況調査結果報告)
第70条の3第4項	令和4年4月1日	ダイオキシン類管理対象地における公害防止措置完了報告
第70条の3第5項	令和4年4月1日	ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出
第70条の5第1項	令和4年4月1日	ダイオキシン類による地下水への影響調査報告
第72条第1項	令和4年4月1日	地下水採取許可申請
第74条第1項	令和3年2月25日	地下水採取開始届出
第75条第1項	令和4年4月1日	地下水採取に係る変更許可申請
第75条第2項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更完了届出
第75条第3項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更計画中止届出
第76条	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更届出

第77条第3項	令和3年 2月25日	地下水採取に係る 地位承継届出
第78条	令和3年 2月25日	地下水採取に係る 廃止届出
第81条	令和3年 2月25日	地下水採取量及び 水位測定結果報告
第86条第1項	令和4年 7月25日	特定小規模施設設 置届出
第86条第2項	令和4年 1月14日	特定小規模施設に 係る承継届出
第87条第1項 又は第2項	令和4年 7月25日	特定小規模施設に 係る変更届出
第88条	令和4年 7月25日	特定小規模施設廃 止届出
第92条第1項 又は第2項	令和4年 7月25日	石綿排出作業開始 届出
第94条	令和4年 7月25日	石綿排出作業完了 届出
第99条第1項 又は第2項	令和5年 10月5日	焼却施設解体工事 開始届出
第100条	令和5年 10月5日	焼却施設解体工事 完了届出
第105条	令和3年 4月23日	工事排水届出
第106条第1 項又は第2項	令和3年 4月23日	工事排水変更届出
第107条	令和3年 4月23日	工事排水完了届出
第111条	令和4年 7月25日	屋外作業開始届出
第112条第1 項又は第2項	令和4年 7月25日	屋外作業に係る変 更届出
第113条	令和4年 7月25日	屋外作業に係る中 止届出
第117条	令和4年 4月1日	掘削作業開始届出
第118条第1 項及び第2項	令和4年 4月1日	掘削作業変更届出

第 120 条	令和 3 年 2 月 25 日	掘削作業完了届出
第 124 条 第 1 項	令和 4 年 4 月 1 日	小規模揚水施設設置届出
第 124 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設に係る承継届出
第 126 条	令和 4 年 4 月 1 日	小規模揚水施設変更届出
第 127 条	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設廃止届出
第 144 条 第 1 項及び第 144 条の 4 第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策計画届出
第 144 条 第 2 項及び第 144 条の 4 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策実施状況報告届出
第 144 条の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事業者非該当届出
第 146 条の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギー利用設備導入検討報告
第 146 条の 7 第 1 項及び第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	低炭素電気普及促進計画兼報告届出
第 146 条の 8	令和 4 年 1 月 14 日	特定電気供給事業者非該当届出
附則 第 9 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業既設届出
附則 第 17 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設既設届出
附則 第 23 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業使用届出

を「

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14	第 3 条 第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所設置許可申請
	第 7 条	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所事業開始等届出

年12月横浜市条例第58号)

第8条第1項	令和5年 10月5日	指定事業所に係る 変更許可申請
第8条第2項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る 変更完了届出
第8条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る 変更計画中止届出
第10条	令和5年 10月5日	指定事業所に係る 変更届出
第11条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る 地位承継届出
第12条	令和5年 10月5日	指定事業所廃止等 届出
第15条第2項	令和5年 10月5日	指定事業所現況届 出
第18条第2項	令和5年 10月5日	環境管理事業所認 定申請
第21条第1項	令和5年 10月5日	環境管理事業所に 係る変更届出
第33条	令和4年 7月25日	騒音測定結果報告
第33条	令和4年 7月25日	振動測定結果報告
第55条第1項	令和4年 7月25日	夜間営業開始届出
第55条第2項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る変 更計画届出
第55条第3項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る変 更届出
第55条第4項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る廃 止等届出
第56条第2項	令和4年 7月25日	夜間営業に係る地 位承継届出
第61条の2第 2項	令和4年 4月1日	地下水汚染原因調 査報告
第61条の3第 2項	令和4年 4月1日	地下水浄化措置結 果報告
第64条の2第 1項（同条第 7項において	令和4年 4月1日	特定有害物質使用 等事業所廃止等届 出

準用する場合を含む。)		
第64条の2第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)	令和4年4月1日	条例土壤汚染状況調査結果報告
第64条の2第2項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)	令和4年4月1日	土壤汚染による人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認申請
第64条の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)	令和4年4月1日	土地利用方法変更届出
第65条第1項	令和4年4月1日	土地の形質の変更届出
第65条第2項及び第3項	令和4年4月1日	条例土壤汚染状況調査結果報告
第66条の2第1項及び第3項	令和4年4月1日	条例汚染除去等計画(新規・変更)
第66条の2第9項	令和4年4月1日	条例実施措置工事完了報告
第66条の2第9項	令和4年4月1日	条例実施措置完了報告
第67条の2第1項	令和4年4月1日	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出
第68条の2第1項	令和4年4月1日	土壤汚染による地下水への影響調査報告
第69条第1項	令和4年4月1日	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請

第69条第1項	令和4年 4月1日	条例汚染土壌の区 域外搬出届出
第69条第2項	令和4年 4月1日	条例汚染土壌の区 域外搬出変更届出
第69条第3項	令和4年 4月1日	非常災害時におけ る条例汚染土壌の 区域外搬出届出
第69条の5第 6項（同条第 9項において 準用する場合 を含む。）	令和4年 1月14日	搬出条例汚染土壌 の運搬／処理状況 確認届出
第70条の2第 1項	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象事業所廃止 届出
第70条の2第 2項	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における 土壌汚染状況調査 結果報告
第70条の3第 1項（同条第 7項において 準用する場合 を含む。）	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における 土地の形質の変更 届出（ダイオキシ ン類管理対象地に おける土地の一部 の利用の方法の変 更届出）
第70条の3第 2項（同条第 7項において 準用する場合 を含む。）	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における 土地形質変更土壌 汚染状況調査結果 報告（ダイオキシ ン類管理対象地に おける土地の一部 の利用の方法の変 更土壌汚染状況調 査結果報告）
第70条の3第 4項	令和4年 4月1日	ダイオキシン類管 理対象地における

		公害防止措置完了報告
第70条の3第5項	令和4年4月1日	ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出
第70条の5第1項	令和4年4月1日	ダイオキシン類による地下水への影響調査報告
第72条第1項	令和4年4月1日	地下水採取許可申請
第74条第1項	令和3年2月25日	地下水採取開始届出
第75条第1項	令和4年4月1日	地下水採取に係る変更許可申請
第75条第2項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更完了届出
第75条第3項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更計画中止届出
第76条	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更届出
第77条第3項	令和3年2月25日	地下水採取に係る地位承継届出
第78条	令和3年2月25日	地下水採取に係る廃止届出
第81条	令和3年2月25日	地下水採取量及び水位測定結果報告
第86条第1項	令和4年7月25日	特定小規模施設設置届出
第86条第2項	令和4年1月14日	特定小規模施設に係る承継届出
第87条第1項又は第2項	令和4年7月25日	特定小規模施設に係る変更届出
第88条	令和4年7月25日	特定小規模施設廃止届出
第92条第1項又は第2項	令和4年7月25日	石綿排出作業開始届出

第94条	令和4年 7月25日	石綿排出作業完了 届出
第99条第1項 又は第2項	令和5年 10月5日	焼却施設解体工事 開始届出
第100条	令和5年 10月5日	焼却施設解体工事 完了届出
第105条	令和3年 4月23日	工事排水届出
第106条第1 項又は第2項	令和3年 4月23日	工事排水変更届出
第107条	令和3年 4月23日	工事排水完了届出
第111条	令和4年 7月25日	屋外作業開始届出
第112条第1 項又は第2項	令和4年 7月25日	屋外作業に係る変 更届出
第113条	令和4年 7月25日	屋外作業に係る中 止届出
第117条	令和4年 4月1日	掘削作業開始届出
第118条第1 項及び第2項	令和4年 4月1日	掘削作業変更届出
第120条	令和3年 2月25日	掘削作業完了届出
第124条第1 項	令和4年 4月1日	小規模揚水施設設 置届出
第124条第2 項	令和3年 2月25日	小規模揚水施設に 係る承継届出
第126条	令和4年 4月1日	小規模揚水施設変 更届出
第127条	令和3年 2月25日	小規模揚水施設廃 止届出
第141条の5 第1項	令和8年 4月1日	建築物環境配慮計 画の変更の届出
第141条の6 第1項	令和8年 4月1日	特定建築物の建築 の中止の届出
第141条の7 第1項	令和8年 4月1日	特定建築物の建築 に係る工事の完了 の届出

第 141 条 の 10	令和 8 年 4 月 1 日	販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出
第 144 条 第 1 項 及び 第 144 条 の 4 第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策計画届出
第 144 条 第 2 項 及び 第 144 条 の 4 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策実施状況報告届出
第 144 条 の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事業者非該当届出
第 146 条 の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギー利用設備導入検討報告
第 146 条 の 7 第 1 項 及び 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	低炭素電気普及促進計画兼報告届出
第 146 条 の 8	令和 4 年 1 月 14 日	特定電気供給事業者非該当届出
附則 第 9 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業既設届出
附則 第 17 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設既設届出
附則 第 23 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業使用届出

」

に改める。

横浜市告示第 119 号

県道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和8年4月1日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
戸塚亀井野	戸塚区深谷町174番の1地先から	m 8.40	m 1,246.50
	同区俣野町218番の8地先まで	ないし 17.84	

横浜市告示第120号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和8年3月26日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
長津田 第62号線	青葉区恩田町17番の1地先から 同区同町54番の1地先まで	m 22.00 ないし 38.50	m 920.06

横浜市告示第 121 号

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定（昭和39年4月横浜市告示第55号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「

株式会社三菱 UFJ 銀行	横浜支店
三井住友信託銀行株式会社	横浜駅西口支店

」

を

「

株式会社三菱 UFJ 銀行	横浜支店
---------------	------

」

に改める。

横浜市告示第122号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

第3項第2号イの表中

「

同 B 突堤先端物揚場	同	200	10	4.0
同 D 突堤基部物揚場	同	45	10	3.0
新森町物揚場	磯子区新森町	53	3～16	2.8

」

を

「

同 B 突堤先端物揚場	同	200	10	4.0
新森町物揚場	磯子区新森町	53	3～16	2.8

」

に改める。

第11項の表中

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,222,845
本牧関産地区	中区錦町ほか	267,750

」

を

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,222,395
本牧関産地区	中区錦町ほか	272,773

」

に改め、

「

金沢地区	同	285,383
------	---	---------

」

を

「

金沢地区	同	285,384
------	---	---------

」

に改める。

横浜市告示第123号

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示（平成31年2月横浜市告示第107号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

第1項の表中

「

本牧ふ頭D突堤 1号岸壁前面区域	200	70
同 2号岸壁前面区域	200	70
同 3号岸壁前面区域	220	70
同 4号岸壁前面区域	300	70
同 5号岸壁前面区域	300	70

」

を

「

本牧ふ頭D突堤 1号岸壁前面区域	500	70
同 4号岸壁前面区域	400	70
同 5号岸壁前面区域	364	70

」

に、

「

東京ガス根岸タンカーバース前面区域	173	80
-------------------	-----	----

」

を

「

東京ガス根岸タンカーバース前面区域	360	123
-------------------	-----	-----

」

に、

「

横浜地区日産自動車株式会社本牧専用埠頭前面区域	360	70
電源開発揚炭栈橋前面区域	166	50
日本埠頭倉庫株式会社栈橋前面区域	150	45

」

を

「

横浜地区日産自動車株式会社本牧専用埠頭前面区域	360	70
日本埠頭倉庫株式会社棧橋前面区域	150	45

」

に改める。

公 告

横浜市公告第 164 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ 横浜青葉店 青葉区奈良三丁目21番地の1
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ゼロエミッション 代表取締役 永長照敏 東京都八王子市大和田町5丁目1番21号
大規模小売店舗の新設をする日	令和8年10月28日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,334 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 78台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 18台

荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 27.00 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 20.93 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時30分 閉店時刻 午後7時30分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前10時から午後8時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2か所、出口2か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後8時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和8年2月27日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

青葉区市ケ尾町31番地の4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

横浜市公告第165号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
M E G A ドン・キホーテ 鶴見中央店
鶴見区鶴見中央三丁目13番5号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社
代表取締役 平田一馬
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号

- (4) 変更の年月日
令和7年9月26日
- (5) 変更した理由
小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和8年3月2日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第166号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

港山下ナナイロビル

中区新山下一丁目2番8号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本アセットマーケティング株式会社

代表取締役 平田一馬

東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号

- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号 ほか2者	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号 ほか3者

- (4) 変更の年月日

令和7年9月26日ほか

- (5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年3月2日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第167号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ホームセンターコーナン横浜瀬谷店
瀬谷区南台一丁目40番地の3ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社山百合商事
代表取締役 山田 栄一
瀬谷区相沢三丁目25番地の1
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前6時から午後9時30分まで

（添付図面は省略）

- (4) 変更する年月日
令和8年3月4日
- (5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗において小売業を行う者	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎

の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	堺市西区鳳東町4丁401番地の1
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,616 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 100台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 20台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 38.08 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 22.05 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和8年3月3日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第168号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
M E G A ドン・キホーテ新横浜店
港北区大豆戸町 529 番地の 5
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社
代表取締役 平 田 一 馬
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
ほか1者
- (3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉 田 直 樹 東京都目黒区青葉台 2 丁目 19 番 10 号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴 木 康 介 東京都目黒区青葉台 2 丁目 19 番 10 号

- (4) 変更の年月日
令和7年9月26日
- (5) 変更した理由
小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和8年3月12日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第169号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
舞岡八幡山しぜん公園	戸塚区舞岡町284	別図のとおり	16,495 m ²	13,058 m ²	令和8年3月25日

別図（省略）

横浜市公告第170号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
諏訪坂公園	鶴見区諏訪坂18番	別図のとおり 1,895 m ²	立入禁止	令和8年4月1日から 令和8年7月31日まで
和田一丁目公園	保土ヶ谷区和田一丁目287番3	別図のとおり 1,447 m ²	立入禁止	令和8年4月1日から 令和9年7月31日まで
帷子川親水緑道	旭区白根一丁目1番ほか	別図のとおり 15,359 m ² のうち 3,316 m ²	立入禁止	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
六浦第三公園	金沢区六浦三丁目4番	別図のとおり 438 m ²	立入禁止	令和8年4月1日から 令和8年4月14日まで

別図（省略）

横浜市公告第171号

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき、当該農用地利用集積等促進計画を公告する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

権利設定農地一覧

区名	地番	面積（㎡）
鶴見区	獅子ヶ谷二丁目253番	500.00
神奈川区	神大寺四丁目59番の4	1,014.00
神奈川区	片倉三丁目641番の3	488.00
神奈川区	片倉三丁目641番の6	6.16
神奈川区	片倉三丁目647番の2	396.00
神奈川区	三枚町372番の1	1,659.00
神奈川区	菅田町1,147番の1	3,114.00
神奈川区	菅田町1,233番	2,110.00
神奈川区	菅田町1,240番の2	500.00
神奈川区	菅田町1,240番の3	1,500.00
神奈川区	菅田町1,294番の1	867.00
神奈川区	菅田町1,294番の2	867.00
神奈川区	菅田町1,350番	2,473.00
神奈川区	菅田町2,100番の1	1,524.00
神奈川区	菅田町2,204番	669.00
神奈川区	菅田町2,205番	153.00
神奈川区	菅田町2,442番	1,044.00
神奈川区	菅田町2,538番	900.00
神奈川区	菅田町2,541番	766.00
神奈川区	菅田町2,586番の1	2,332.00
神奈川区	菅田町2,686番	370.00
神奈川区	羽沢町506番の1	1,805.00
神奈川区	羽沢町506番の3	165.00
神奈川区	羽沢町590番の4	2,466.00
神奈川区	羽沢町631番の3	662.00

神奈川区	羽沢町 632 番の 3	706.00
神奈川区	羽沢町 656 番の 5	933.00
神奈川区	羽沢町 658 番の 4	1,880.00
神奈川区	羽沢町 659 番の 1	1,278.00
神奈川区	羽沢町 671 番の 1	1,671.00
神奈川区	羽沢町 671 番の 2	620.94
神奈川区	羽沢町 672 番の 1	1,675.00
神奈川区	羽沢町 736 番の 1	319.00
神奈川区	羽沢町 736 番の 3	366.00
神奈川区	羽沢町 736 番の 4	433.00
神奈川区	羽沢町 1,115 番の 1	1,450.50
神奈川区	羽沢町 1,252 番の 4	8.18
神奈川区	羽沢町 1,253 番の 3	23.00
神奈川区	羽沢町 1,254 番の 1	431.00
神奈川区	羽沢町 1,254 番の 6	88.00
神奈川区	羽沢町 1,255 番の 1	680.00
神奈川区	羽沢町 1,255 番の 6	37.00
神奈川区	羽沢町 1,258 番の 11	344.00
神奈川区	羽沢町 1,258 番の 13	26.00
神奈川区	羽沢町 1,263 番の 3	980.00
神奈川区	羽沢町 1,265 番	1,263.00
神奈川区	羽沢町 1,278 番	388.00
神奈川区	羽沢町 1,416 番の 1	1,000.00
神奈川区	羽沢町 1,416 番の 2	803.00
神奈川区	羽沢町 1,447 番の 1	1,580.00
神奈川区	羽沢町 1,448 番の 1	2,509.00
神奈川区	羽沢町 1,449 番の 1	390.00
港南区	野庭町 1,727 番の 1	949.00
港南区	野庭町 1,741 番の 3	69.00
港南区	野庭町 1,741 番の 6	3.00
港南区	野庭町 2,354 番	316.00
港南区	野庭町 2,370 番の 1	900.00
保土ヶ谷区	峰沢町 226 番	1,170.00
保土ヶ谷区	峰沢町 231 番の 1	1,855.00
保土ヶ谷区	峰沢町 237 番	856.00

保土ヶ谷区	峰沢町 238 番	922.00
保土ヶ谷区	峰沢町 240 番の 1	1,082.00
保土ヶ谷区	峰沢町 241 番	925.00
保土ヶ谷区	峰沢町 245 番	1,932.00
保土ヶ谷区	峰沢町 255 番の 3	166.00
保土ヶ谷区	峰沢町 255 番の 4	143.00
保土ヶ谷区	峰沢町 256 番の 2	458.00
保土ヶ谷区	峰沢町 256 番の 3	466.00
保土ヶ谷区	峰沢町 256 番の 5	3.03
保土ヶ谷区	峰沢町 256 番の 9	215.00
保土ヶ谷区	峰沢町 256 番の 11	4,474.00
保土ヶ谷区	峰沢町 258 番の 4	825.00
保土ヶ谷区	峰沢町 258 番の 26	424.00
保土ヶ谷区	川島町 998 番	1,631.00
保土ヶ谷区	川島町 1,284 番の 1	632.00
保土ヶ谷区	川島町 1,284 番の 2	289.00
保土ヶ谷区	川島町 1,285 番	498.00
保土ヶ谷区	川島町 1,286 番	571.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,362 番の 1	1,066.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,362 番の 4	1,500.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,362 番の 5	84.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,581 番	609.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,582 番	725.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,583 番	546.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,584 番	155.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,585 番	1,731.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,586 番	580.00
旭区	川島町 1,595 番の 2	397.00
旭区	川島町 1,596 番	740.00
旭区	川島町 1,597 番の 1	1,715.00
旭区	川島町 1,598 番の 1	77.00
旭区	川島町 1,598 番の 8	333.00
旭区	川島町 1,603 番の 1	136.00
旭区	川島町 1,603 番の 2	499.00
旭区	川島町 1,887 番の 2	418.00

旭区	川島町 1,888 番の2	377.00
旭区	川島町 1,889 番	2,210.00
旭区	川島町 1,890 番の2	577.00
旭区	小高町 45 番	1,807.00
旭区	白根町 940 番	1,000.00
旭区	上白根町 133 番の1	1,160.00
旭区	上白根町 186 番	2,351.00
旭区	上白根町 188 番	322.00
旭区	上白根町 190 番	1,307.00
旭区	今宿西町 372 番の1	3,232.00
旭区	今宿西町 390 番の1	1,361.00
旭区	今宿西町 390 番の3	1,358.00
旭区	今宿南町 5 番の1	1,557.00
旭区	今宿南町 5 番の2	973.00
旭区	今宿南町 7 番	327.00
旭区	今宿南町 8 番の1	257.00
旭区	今宿南町 8 番の2	131.74
旭区	今宿南町 9 番の1	449.00
旭区	今宿南町 10 番の1	197.00
旭区	今宿南町 11 番の1	186.00
旭区	今宿南町 11 番の3	321.51
旭区	今宿南町 12 番の3	57.00
旭区	今宿南町 2,223 番の4	1,273.00
旭区	上川井町 1,440 番、1,441 番の1、1,441 番の2	2,964.00
旭区	上川井町 1,440 番、1,441 番の1、1,441 番の2	1,398.00
旭区	上川井町 1,667 番の1	209.00
旭区	上川井町 1,668 番の1	335.00
旭区	上川井町 1,669 番の1	551.00
旭区	上川井町 1,670 番の1	449.00
旭区	上川井町 1,671 番の1	436.00
旭区	上川井町 1,672 番の1	468.00
旭区	上川井町 1,673 番の1	549.00
旭区	上川井町 1,674 番の1	428.00

旭区	上川井町 1,678 番の1	424.00
旭区	上川井町 1,737 番の1	1,493.00
旭区	上川井町 1,741 番	3,068.00
旭区	上川井町 1,743 番の5	1,510.00
旭区	上川井町 2,113 番の1	943.00
旭区	下川井町 1,567 番の2	1,849.00
旭区	下川井町 1,574 番の1	2,779.00
旭区	下川井町 1,574 番の2	699.00
旭区	下川井町 1,574 番の5	12.00
旭区	矢指町 1,697 番の3	597.00
旭区	矢指町 1,697 番の5	317.00
磯子区	氷取沢町 630 番	844.00
磯子区	氷取沢町 633 番	876.00
磯子区	氷取沢町 636 番	312.00
金沢区	柴町 549 番	786.00
港北区	鳥山町 969 番	1,190.00
港北区	鳥山町 1,054 番の1	330.00
港北区	鳥山町 1,054 番の3	330.00
港北区	鳥山町 1,054 番の4	330.00
港北区	小机町 2,169 番の1	991.00
港北区	新羽町 2,617 番の1	856.00
港北区	新羽町 2,887 番	1,226.00
港北区	新羽町 4,132 番の1	1,094.00
港北区	新羽町 4,141 番の7	1,075.00
港北区	新羽町 4,250 番の1	416.00
港北区	新羽町 4,250 番の2	168.00
港北区	新羽町 4,250 番の7	3.52
港北区	新羽町 4,250 番の8	158.00
港北区	新羽町 4,254 番	958.00
港北区	新羽町 4,275 番	2,169.00
港北区	新羽町 4,301 番	2,277.00
港北区	新羽町 4,324 番の3	410.00
港北区	新羽町 4,324 番の4	733.00
港北区	新羽町 4,378 番の1	234.00
港北区	新羽町 4,380 番の1	1,178.00

港北区	新羽町 4,385 番の1	24.00
港北区	新羽町 4,387 番の1	228.80
港北区	新羽町 4,387 番の3	146.40
港北区	新羽町 4,388 番	585.00
港北区	新羽町 4,390 番	700.00
港北区	新吉田町 3,542 番	459.00
港北区	新吉田町 3,544 番	518.00
港北区	新吉田町 3,545 番	655.00
港北区	新吉田町 5,370 番	452.00
港北区	高田町 1,925 番	402.00
港北区	高田町 1,989 番	280.00
港北区	高田町 2,064 番	1,193.00
港北区	高田町 2,067 番	996.00
港北区	高田町 2,140 番の2	770.00
港北区	高田町 2,201 番	484.00
港北区	高田町 2,215 番	1,298.00
港北区	高田町 2,333 番	283.00
港北区	高田町 2,344 番	541.00
港北区	高田町 2,350 番	1,151.00
港北区	高田町 2,389 番	638.00
港北区	高田町 2,411 番	893.00
港北区	高田町 2,412 番	150.00
港北区	高田町 2,531 番	909.00
港北区	高田町 2,572 番	1,199.00
港北区	高田町 2,573 番の2	636.00
緑区	鴨居町 868 番の1	750.00
緑区	鴨居町 868 番の2	750.00
緑区	鴨居町 915 番の1	771.00
緑区	鴨居町 915 番の2	409.00
緑区	鴨居町 915 番の3	55.00
緑区	鴨居町 915 番の4	19.00
緑区	鴨居町 915 番の5	323.00
緑区	鴨居町 915 番の6	1,035.00
緑区	鴨居町 916 番の1	919.00
緑区	東本郷町 1 番	977.00

緑区	東本郷町2番	1,015.00
緑区	東本郷町5番の1	412.00
緑区	東本郷町5番の2	114.00
緑区	東本郷町6番の1	325.00
緑区	東本郷町6番の2	207.00
緑区	東本郷町6番の3	10.00
緑区	東本郷町48番	1,443.00
緑区	東本郷町69番	311.62
緑区	東本郷町321番の1	502.00
緑区	東本郷町321番の2	386.00
緑区	東本郷町321番の3	52.00
緑区	東本郷町322番の1	120.00
緑区	東本郷町322番の2	48.00
緑区	東本郷町352番	834.00
緑区	新治町118番の2	1,110.00
緑区	新治町1,240番の1	258.00
緑区	新治町1,241番の1	352.00
緑区	新治町1,243番	468.00
緑区	新治町1,244番	383.00
緑区	新治町1,245番	367.00
緑区	新治町1,246番	236.00
緑区	新治町1,247番	363.00
緑区	新治町1,248番	424.00
緑区	新治町1,249番	509.00
緑区	新治町1,251番	247.00
緑区	新治町1,293番	358.00
緑区	新治町1,294番	204.00
緑区	新治町1,295番	266.00
緑区	新治町1,296番	245.00
緑区	新治町1,297番	195.00
緑区	新治町1,305番	280.00
緑区	新治町1,306番	244.00
緑区	新治町1,307番	231.00
緑区	新治町1,308番	208.00
緑区	新治町1,314番の2	54.00

緑区	小山町 610 番の 4	931.00
緑区	小山町 610 番の 8	246.00
緑区	小山町 612 番の 2	1,315.00
緑区	小山町 612 番の 5	505.00
緑区	小山町 613 番の 8	1,196.00
緑区	小山町 619 番の 4	618.00
緑区	小山町 619 番の 6	538.00
緑区	小山町 619 番の 8	1,910.00
緑区	小山町 623 番の 3	985.00
緑区	小山町 625 番の 2	611.00
緑区	小山町 627 番の 1	519.00
緑区	小山町 629 番の 6	1,005.00
緑区	小山町 629 番の 7	1,011.00
緑区	小山町 629 番の 8	1,904.00
緑区	小山町 631 番の 1	846.00
緑区	小山町 631 番の 5	1,794.00
緑区	小山町 636 番の 6	859.00
緑区	小山町 639 番の 3	1,325.00
緑区	小山町 662 番の 4	1,368.00
緑区	小山町 663 番の 4	1,338.00
緑区	小山町 666 番の 3	2,001.00
緑区	十日市場町 1 番の 7	1,635.00
緑区	十日市場町 4 番の 3	480.00
緑区	十日市場町 6 番	2,704.00
緑区	十日市場町 7 番の 1	862.00
緑区	十日市場町 7 番の 3	328.00
緑区	十日市場町 7 番の 4	2,040.00
緑区	十日市場町 8 番の 4	714.00
緑区	十日市場町 9 番の 1	2,225.00
緑区	十日市場町 14 番の 1	1,262.00
緑区	十日市場町 15 番	1,372.00
緑区	十日市場町 16 番の 2	274.00
緑区	十日市場町 23 番の 1	650.00
緑区	十日市場町 23 番の 2	456.00
緑区	十日市場町 23 番の 6	396.00

緑区	十日市場町 27 番の 1	2,418.00
緑区	十日市場町 28 番の 6	998.00
緑区	十日市場町 30 番の 5	489.00
緑区	十日市場町 38 番の 3	608.00
緑区	十日市場町 43 番の 3	1,104.00
緑区	十日市場町 43 番の 7	611.00
緑区	十日市場町 44 番の 6	1,133.00
緑区	長津田町 2,565 番の 4	1,018.00
緑区	長津田町 4,961 番の 1	309.00
緑区	長津田町 4,966 番の 1	1,228.00
緑区	長津田町 4,966 番の 2	1,169.00
緑区	長津田町 4,966 番の 3	710.00
緑区	長津田町 5,220 番の 1	892.00
緑区	長津田町 5,235 番の 2	968.00
緑区	長津田町 5,235 番の 6	29.00
緑区	長津田町 5,316 番の 3	29.00
緑区	長津田町 5,318 番の 1	256.00
緑区	長津田町 5,319 番の 1	834.00
緑区	長津田町 5,355 番の 4	340.00
緑区	長津田町 5,355 番の 8	18.00
緑区	長津田町 5,355 番の 9	145.00
緑区	長津田町 5,372 番	1,000.00
緑区	長津田町 5,373 番	1,435.00
緑区	長津田町 5,384 番	1,746.00
緑区	長津田町 5,445 番の 1	1,014.00
緑区	長津田町 5,488 番	851.00
緑区	長津田町 5,489 番	1,922.00
緑区	長津田町 5,490 番	1,031.00
緑区	長津田町 5,734 番の 1	1,349.00
緑区	北八朔町 205 番の 3	997.00
緑区	北八朔町 208 番の 3	524.00
緑区	北八朔町 208 番の 17	169.00
緑区	北八朔町 208 番の 18	998.00
緑区	北八朔町 208 番の 24	832.00
緑区	北八朔町 209 番の 11	1,060.00

緑区	北八朔町 209 番の 14	999.00
緑区	北八朔町 213 番の 8	1,050.00
緑区	北八朔町 221 番の 11	983.00
緑区	西八朔町 182 番の 2	268.00
緑区	西八朔町 182 番の 3	83.00
緑区	西八朔町 182 番の 4	331.00
緑区	西八朔町 186 番の 7	615.00
緑区	西八朔町 187 番の 2	521.00
緑区	西八朔町 187 番の 4	366.00
緑区	西八朔町 187 番の 5	536.00
緑区	西八朔町 187 番の 6	879.00
緑区	西八朔町 187 番の 7	337.00
青葉区	元石川町 6,363 番	730.00
青葉区	元石川町 6,364 番	780.00
青葉区	元石川町 7,144 番	595.00
青葉区	荏田町 661 番	747.00
青葉区	市ケ尾町 1 番の 7	1,000.00
青葉区	市ケ尾町 1 番の 10	900.00
青葉区	市ケ尾町 14 番の 5	1,909.00
青葉区	市ケ尾町 1,877 番の 1	478.00
青葉区	しらとり台 66 番の 6	1,239.00
青葉区	恩田町 9 番の 1	1,382.00
青葉区	恩田町 20 番の 1	1,077.00
青葉区	恩田町 34 番の 6	2,235.00
青葉区	恩田町 53 番の 7	833.00
青葉区	恩田町 54 番の 3	241.00
青葉区	恩田町 54 番の 4	201.00
青葉区	恩田町 54 番の 5	489.00
青葉区	恩田町 54 番の 6	1,120.00
青葉区	恩田町 3,029 番の 3	998.00
青葉区	田奈町 81 番の 4	450.00
青葉区	上谷本町 88 番の 1	1,322.00
青葉区	上谷本町 90 番の 3	1,982.00
青葉区	上谷本町 93 番の 4	1,313.00
青葉区	上谷本町 100 番の 1	928.00

青葉区	上谷本町 100 番の 2	686.00
青葉区	上谷本町 105 番の 3	708.00
青葉区	上谷本町 105 番の 4	1,292.00
青葉区	たちばな台一丁目 26 番の 8	1,175.00
青葉区	たちばな台一丁目 26 番の 9	565.00
青葉区	たちばな台一丁目 26 番の 11	1,081.00
青葉区	鴨志田町 276 番の 1	509.00
青葉区	鴨志田町 276 番の 2	5.08
青葉区	鴨志田町 277 番	337.00
青葉区	鴨志田町 278 番	535.00
青葉区	鴨志田町 279 番	360.00
青葉区	鴨志田町 280 番	376.00
青葉区	鴨志田町 281 番	271.00
青葉区	鴨志田町 282 番	102.00
青葉区	鴨志田町 286 番	333.00
青葉区	鴨志田町 287 番	456.00
青葉区	鴨志田町 288 番の 2	2.36
青葉区	鴨志田町 288 番	360.00
青葉区	鴨志田町 291 番	409.00
青葉区	寺家町 74 番の 1	750.00
青葉区	寺家町 74 番の 2	539.00
青葉区	寺家町 187 番	23.00
青葉区	寺家町 191 番	13.00
青葉区	寺家町 448 番の 1	686.00
青葉区	寺家町 561 番	932.00
青葉区	寺家町 596 番	1,206.00
青葉区	鉄町 48 番	476.00
青葉区	鉄町 88 番	876.00
青葉区	鉄町 101 番の 1	337.00
青葉区	鉄町 133 番	833.00
青葉区	鉄町 136 番の 1	179.00
青葉区	鉄町 137 番	833.00
青葉区	鉄町 146 番	406.00
青葉区	鉄町 260 番	380.00
青葉区	鉄町 274 番	280.00

青葉区	鉄町 275 番	99.00
青葉区	鉄町 276 番	380.00
青葉区	鉄町 335 番	251.00
青葉区	鉄町 336 番の 1	384.00
青葉区	鉄町 337 番の 1	347.00
青葉区	鉄町 338 番	793.00
青葉区	鉄町 346 番の 1	601.00
青葉区	鉄町 347 番の 1	303.00
青葉区	鉄町 348 番の 1	303.00
青葉区	鉄町 398 番	624.00
青葉区	鉄町 399 番	456.00
青葉区	鉄町 704 番	542.00
青葉区	鉄町 705 番	793.00
青葉区	鉄町 710 番	737.00
青葉区	鉄町 711 番	671.00
青葉区	鉄町 971 番	1,505.00
青葉区	鉄町 1,149 番	380.00
青葉区	鉄町 1,150 番	247.00
都筑区	中川五丁目 36 番の 6	1,000.00
都筑区	南山田町 4,168 番	694.00
都筑区	南山田町 4,233 番の 1	462.00
都筑区	南山田町 4,271 番	1,041.00
都筑区	茅ヶ崎東五丁目 40 番	1,418.00
都筑区	東方町 526 番の 4	396.00
都筑区	東方町 544 番の 3	171.00
都筑区	東方町 544 番の 5	495.00
都筑区	東方町 939 番	585.00
都筑区	東方町 940 番	601.00
都筑区	東方町 941 番	770.00
都筑区	東方町 943 番	714.00
都筑区	東方町 944 番	1,193.00
都筑区	東方町 945 番	254.00
都筑区	東方町 1,406 番の 1 (東方北部土地改良区 3 番の 1)	1,458.00
都筑区	東方町 1,807 番の 1	640.00

都筑区	東方町 1,807 番の2	23.00
都筑区	東方町 1,807 番の3	0.20
都筑区	東方町 3,095 番	33.00
都筑区	東方町 3,096 番	816.00
都筑区	東方町 3,102 番	799.00
都筑区	東方町 3,103 番	1,445.00
都筑区	東方町 3,105 番	710.00
都筑区	東方町 3,128 番	615.00
都筑区	東方町 3,129 番	1,506.00
都筑区	東方町 1,053 番 (東方北部土地改良区23番の2)	1,181.00
都筑区	東方町 1,057 番 (東方北部土地改良区22番の6)	1,224.00
都筑区	東方町 1,175 番、1,176 番 (東方北部土地改良区18番の4)	1,164.00
都筑区	東方町 1,183 番 (東方北部土地改良区17番の6)	1,033.00
都筑区	東方町 1,458 番、1,565 番 (東方北部土地改良区15番の3)	703.00
都筑区	東方町 1,460 番 (東方北部土地改良区12番の13)	113.00
都筑区	東方町 1,507 番、1,512 番 (東方北部土地改良区12番の13)	1,022.00
都筑区	東方町 1,570 番、1,572 番 (東方北部土地改良区16番の13)	1,009.00
都筑区	東方町 1,721 番 (東方北部土地改良区32番の2)	304.00
都筑区	東方町 1,759 番、1,762 番、1,763 番 (東方北部土地改良区30番の1)	1,286.00
都筑区	東方町 1,759 番、1,762 番、1,763 番 (東方北部土地改良区30番の2)	1,665.00
都筑区	折本町 1,194 番	502.00
都筑区	折本町 1,195 番	416.00
都筑区	折本町 1,196 番	102.00
都筑区	折本町 1,198 番の3	80.00
都筑区	折本町 2,209 番の1	870.00

都筑区	折本町 2,209 番の2	69.00
都筑区	折本町 2,209 番の3	22.00
都筑区	折本町 2,232 番の1	716.00
都筑区	折本町 2,232 番の2	149.00
都筑区	折本町 2,232 番の3	591.00
都筑区	折本町 2,252 番の1	740.00
都筑区	大熊町 161 番の1	694.00
都筑区	大熊町 162 番	327.00
都筑区	大熊町 163 番	436.00
都筑区	大熊町 227 番の1	469.00
都筑区	大熊町 228 番の1	525.00
都筑区	大熊町 844 番	1,332.00
都筑区	大熊町 852 番の3	1,266.00
都筑区	大熊町 858 番の3	931.00
都筑区	池辺町 1,271 番の1	997.00
都筑区	池辺町 1,271 番の3	0.22
都筑区	池辺町 1,272 番の1	641.00
都筑区	池辺町 1,272 番の2	330.00
都筑区	池辺町 1,277 番の1	13.00
都筑区	池辺町 1,277 番の5	597.00
都筑区	池辺町 1,387 番の1	86.00
都筑区	池辺町 1,387 番の2	675.00
都筑区	池辺町 1,473 番	1,200.00
都筑区	池辺町 1,476 番	1,000.00
都筑区	池辺町 1,495 番	718.00
都筑区	池辺町 1,497 番	800.00
都筑区	池辺町 1,506 番の1	905.00
都筑区	池辺町 1,506 番の2	1,429.00
都筑区	池辺町 1,597 番	1,001.00
都筑区	池辺町 1,660 番	888.00
都筑区	池辺町 1,661 番	723.00
都筑区	池辺町 1,662 番	4.00
都筑区	池辺町 1,838 番の1	763.00
都筑区	池辺町 1,838 番の2	314.00
都筑区	池辺町 1,857 番	330.00

都筑区	佐江戸町 1,744 番の1	675.00
都筑区	佐江戸町 1,746 番の1	380.00
都筑区	佐江戸町 1,750 番の2	997.00
都筑区	佐江戸町 1,771 番の1	700.00
都筑区	佐江戸町 1,771 番の2	1,000.00
都筑区	佐江戸町 1,771 番の3	800.00
都筑区	佐江戸町 1,772 番の1	860.00
都筑区	佐江戸町 1,779 番	230.00
都筑区	佐江戸町 1,944 番の1	470.00
都筑区	佐江戸町 1,983 番	282.00
都筑区	佐江戸町 1,988 番	577.00
都筑区	川和町 1,266 番の1	1,342.00
都筑区	川和町 2,424 番	827.00
都筑区	荏田東町 4,369 番	653.00
都筑区	荏田南町 4,320 番	476.00
戸塚区	汲沢町 1,935 番	160.00
戸塚区	深谷町 1,596 番	1,189.00
戸塚区	深谷町 1,597 番	1,790.00
戸塚区	深谷町 1,600 番	1,725.00
戸塚区	深谷町 1,694 番	2,314.00
戸塚区	深谷町 1,695 番の1	1,708.00
戸塚区	深谷町 1,696 番の1	820.00
戸塚区	俣野町 227 番	763.00
戸塚区	俣野町 228 番	708.00
戸塚区	東俣野町 1,116 番	1,500.00
戸塚区	東俣野町 1,297 番の1	339.00
戸塚区	東俣野町 1,298 番の1	363.00
戸塚区	東俣野町 1,575 番	592.00
戸塚区	東俣野町 1,702 番	556.00
戸塚区	東俣野町 1,703 番の1	1,295.00
戸塚区	東俣野町 1,713 番の1	1,004.00
戸塚区	東俣野町 1,714 番	668.00
戸塚区	東俣野町 1,717 番の1	2,145.00
戸塚区	小雀町 1,112 番の1	736.00
戸塚区	小雀町 1,113 番の1	554.00

戸塚区	小雀町 1,163 番	768.00
戸塚区	小雀町 1,168 番	771.00
戸塚区	小雀町 1,171 番の1	717.00
戸塚区	小雀町 1,171 番の2	462.00
戸塚区	小雀町 1,174 番	731.00
戸塚区	小雀町 1,175 番	862.00
戸塚区	小雀町 1,181 番の1	347.00
戸塚区	小雀町 1,184 番	185.00
戸塚区	小雀町 1,186 番	571.00
戸塚区	小雀町 1,187 番の1	567.00
戸塚区	小雀町 1,187 番の2	601.00
戸塚区	小雀町 1,188 番の1	174.00
戸塚区	小雀町 1,188 番の2	183.00
戸塚区	小雀町 1,190 番の1	537.00
戸塚区	小雀町 1,190 番の2	1,866.00
戸塚区	小雀町 1,202 番	210.00
戸塚区	小雀町 1,210 番の4	32.00
戸塚区	小雀町 1,211 番の1	617.00
戸塚区	小雀町 1,797 番の1	721.00
戸塚区	小雀町 1,829 番	517.00
戸塚区	小雀町 1,905 番	457.00
戸塚区	小雀町 2,325 番の1	449.00
戸塚区	小雀町 2,326 番	254.00
戸塚区	舞岡町 816 番	649.00
戸塚区	舞岡町 817 番	648.00
戸塚区	舞岡町 877 番	385.00
戸塚区	舞岡町 878 番	490.00
戸塚区	舞岡町 879 番	323.00
戸塚区	舞岡町 884 番	645.00
戸塚区	舞岡町 885 番	727.00
戸塚区	舞岡町 886 番	951.00
戸塚区	舞岡町 887 番	626.00
戸塚区	舞岡町 896 番の1	576.00
戸塚区	舞岡町 896 番の2	150.00
戸塚区	舞岡町 897 番の1	643.00

戸塚区	舞岡町 897 番の2	139.00
戸塚区	舞岡町 898 番の1	592.00
戸塚区	舞岡町 898 番の2	50.00
戸塚区	舞岡町 900 番の1	591.00
戸塚区	舞岡町 900 番の2	42.00
戸塚区	舞岡町 961 番	206.00
戸塚区	舞岡町 963 番	1,000.00
戸塚区	舞岡町 1,323 番	512.00
戸塚区	舞岡町 2,845 番	483.00
戸塚区	舞岡町 2,846 番	362.00
戸塚区	舞岡町 2,847 番	206.00
戸塚区	舞岡町 2,848 番の1	420.00
戸塚区	舞岡町 2,849 番の1	44.00
戸塚区	舞岡町 2,850 番の1	122.00
戸塚区	舞岡町 2,851 番の1	150.00
戸塚区	舞岡町 4,005 番	497.00
戸塚区	舞岡町 4,019 番	2,657.00
戸塚区	舞岡町 4,047 番	1,752.00
戸塚区	舞岡町 4,048 番	1,038.00
戸塚区	舞岡町 4,049 番	230.00
戸塚区	舞岡町 4,050 番	1,104.00
戸塚区	舞岡町 4,051 番	425.00
戸塚区	舞岡町 4,086 番	172.00
戸塚区	舞岡町 4,086 番	681.00
戸塚区	舞岡町 4,087 番	252.00
戸塚区	舞岡町 4,087 番	393.00
戸塚区	舞岡町 4,088 番	540.00
戸塚区	舞岡町 4,088 番	927.00
栄区	田谷町 257 番	259.00
栄区	田谷町 508 番	491.00
栄区	田谷町 1,554 番	287.00
栄区	田谷町 1,555 番	238.00
栄区	田谷町 1,556 番	46.00
栄区	田谷町 1,561 番	303.00
栄区	田谷町 1,562 番	214.00

栄区	田谷町 1,564 番	214.00
栄区	田谷町 1,565 番	182.00
泉区	中田町 2,734 番の1	1,949.00
泉区	中田町 2,755 番	1,720.00
泉区	中田町 2,766 番	1,161.00
泉区	中田町 2,767 番	1,295.00
泉区	中田町 2,768 番	1,511.00
泉区	中田町 2,770 番	2,105.00
泉区	中田町 2,788 番の1	1,245.00
泉区	中田町 2,831 番	547.00
泉区	中田町 2,832 番	1,120.00
泉区	中田町 2,847 番	1,925.00
泉区	中田町 2,882 番	1,920.00
泉区	中田町 2,899 番	582.00
泉区	中田町 2,903 番	60.00
泉区	中田町 2,907 番	1,083.00
泉区	中田町 2,910 番	1,099.00
泉区	中田町 2,930 番	849.00
泉区	中田町 3,036 番	627.00
泉区	中田町 3,043 番	621.00
泉区	和泉町 107 番	1,342.00
泉区	和泉町 108 番	639.00
泉区	和泉町 374 番の1	653.00
泉区	和泉町 374 番の2	57.00
泉区	和泉町 383 番の1	660.00
泉区	和泉町 997 番の1	1,493.00
泉区	和泉町 997 番の1	1,493.00
泉区	和泉町 997 番の1	1,493.00
泉区	和泉町 1,468 番	1,020.00
泉区	和泉町 1,470 番の2	158.00
泉区	和泉町 5,417 番の1	570.00
泉区	和泉町 5,417 番の2	235.00
泉区	和泉町 5,419 番の1	281.00
泉区	和泉町 5,419 番の2	15.00
泉区	和泉町 5,419 番の3	370.00

泉区	和泉町 5,861 番の3	1,315.00
泉区	和泉町 5,871 番の4	1,667.00
泉区	和泉町 5,871 番の16	812.00
泉区	和泉町 5,871 番の17	443.00
泉区	和泉町 5,871 番の18	222.00
泉区	和泉町 5,871 番の19	753.00
泉区	和泉町 5,874 番の6	1,990.00
泉区	和泉町 5,881 番の1	229.00
泉区	和泉町 5,881 番の2	1,076.00
泉区	和泉町 6,622 番の1	1,499.00
泉区	和泉町 6,669 番の1	4,100.00
泉区	和泉町 6,669 番の2	62.00
泉区	和泉町 6,669 番の3	450.00
泉区	和泉町 6,669 番の4	259.00
泉区	和泉町 7,456 番	158.00
泉区	和泉町 7,457 番の1	262.00
泉区	和泉町 7,457 番の2	202.00
泉区	和泉町 7,458 番の1	455.00
泉区	和泉町 7,461 番の1	364.00
泉区	和泉町 7,463 番の1	505.00
泉区	和泉町 7,464 番	298.00
泉区	和泉町 7,661 番	1,350.00
泉区	和泉町 7,661 番	2,450.00
泉区	和泉町 7,662 番	208.00
泉区	下飯田町 288 番	522.00
泉区	下飯田町 289 番	1,001.00
泉区	下飯田町 290 番	1,011.00
泉区	下飯田町 291 番	1,001.00
泉区	下飯田町 292 番	995.00
泉区	下飯田町 438 番	707.00
泉区	上飯田町 12 番	1,424.00
泉区	上飯田町 24 番	819.00
泉区	上飯田町 313 番の1	1,417.00
泉区	上飯田町 432 番	876.00
泉区	上飯田町 433 番	310.00

泉区	上飯田町 3,776 番の1	1,047.00
泉区	上飯田町 3,805 番の1	929.00
泉区	上飯田町 3,892 番の4	1,120.00
泉区	上飯田町 3,892 番のイ	3,424.00
泉区	上飯田町 3,955 番の1	3,305.00
泉区	上飯田町 4,078 番の1	1,023.00
泉区	上飯田町 4,079 番の1	2,123.00
泉区	上飯田町 4,255 番	267.00
泉区	上飯田町 4,256 番	330.00
泉区	上飯田町 4,259 番	446.00
泉区	上飯田町 4,266 番の1	170.00
泉区	上飯田町 4,267 番の1	178.00
泉区	上飯田町 4,267 番の2	165.00
泉区	上飯田町 4,289 番の1	68.00
泉区	上飯田町 4,290 番の1	110.00
泉区	上飯田町 4,291 番	294.00
泉区	上飯田町 4,313 番の4	85.00
泉区	上飯田町 4,313 番の5	406.00
泉区	上飯田町 4,313 番の7	282.00
泉区	上飯田町 4,313 番の9	144.00
泉区	上飯田町 4,313 番の11	89.00
泉区	上飯田町 4,313 番の12	58.00
泉区	上飯田町 4,349 番の2	420.00
泉区	上飯田町 4,349 番の4	155.00
泉区	上飯田町 4,434 番	277.00
泉区	上飯田町 4,475 番の1	92.00
泉区	上飯田町 4,658 番の2	1,142.00
泉区	上飯田町 4,660 番の1	724.00
泉区	上飯田町 4,662 番の1	2,417.00
泉区	上飯田町 4,725 番の1	2,440.00
泉区	上飯田町 4,766 番の1	287.00
泉区	上飯田町 4,805 番	654.00
泉区	中田北二丁目 2,081 番の1	808.00
泉区	中田北二丁目 2,081 番の5	205.00
泉区	中田北二丁目 2,081 番の6	328.00

泉区	中田北二丁目 2,081 番の7	108.00
泉区	中田北二丁目 2,081 番の8	29.00
泉区	中田北二丁目 2,117 番	1,121.00
泉区	中田北二丁目 2,119 番	1,629.00
泉区	中田北二丁目 2,120 番	782.00
泉区	中田北二丁目 2,121 番	599.00
泉区	中田北三丁目 3,071 番の2	991.00
泉区	中田北三丁目 3,128 番	1,023.00
泉区	下和泉四丁目 1,854 番の2	670.00
泉区	下和泉四丁目 1,855 番の1	493.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,882 番の1	142.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,882 番の2	29.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,882 番の3	95.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,883 番の1	717.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,883 番の6	327.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,883 番の7	188.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,884 番の1	396.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,884 番の2	393.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,887 番の1	581.00
泉区	和泉が丘一丁目 1,887 番の2	85.00
瀬谷区	中屋敷二丁目 7 番の8	445.00
瀬谷区	中屋敷二丁目 20 番の7	1,514.00
瀬谷区	下瀬谷一丁目 28 番の20	1,203.00
瀬谷区	下瀬谷一丁目 28 番の21	905.00

横浜市公告第172号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年12月横浜市公告第524号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目1番の1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第173号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成29年12月横浜市公告第895号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目1番の1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第174号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年7月横浜市公告第148号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目1番の1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第175号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目6番の1及び6番の2の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
四塩化炭素、ジクロロメタン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

横浜市公告第176号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
神奈川区千若町1丁目3番の2及び3番の5の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第177号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
金沢区福浦一丁目13番の5の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第178号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、志比礼上地区建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第179号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年12月26日第2024開1120号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目23番14号
デックス株式会社
代表取締役 柴田祐一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区日吉本町二丁目2,368番の1、2,370番の1から2,370番の16まで、2,372番の1から2,372番の5まで、2,372番の7及び2,372番の8

横浜市公告第180号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年2月14日第2024開1721号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中区尾上町4丁目47番地
リストホームズ株式会社
代表取締役 北見尚之
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区あざみ野三丁目22番の1、22番の7及び22番の21から22番の45まで

横浜市公告第181号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年3月14日第2024開212号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区楠町14番地の5
株式会社サンプラン
代表取締役 牧田勝巳
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区菅田町328番の13及び336番の2の各一部、337番の1から337番の14まで、340番の1、340番の3の一部並びに340番の5から340番の11まで

横浜市公告第182号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年3月28日第2024開1315号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区東俣野町1,207番地の3
幸和建設工業株式会社
代表取締役 武田 幸光
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区東俣野町1,086番の6、1,086番の16の一部、1,207番の50及び1,207番の51

横浜市公告第183号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年9月19日第2025開1604号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区渋谷3丁目12番18号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区岡津町171番の11及び171番の16から171番の25まで

横浜市公告第 184 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2025・18・6 号
- 2 指定年月日
令和8年3月11日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
16.66 m
- 5 指定の場所
都筑区勝田南一丁目1番の50
- 6 申請者の氏名
株式会社リアルトラスト
代表取締役 八本佑介

横浜市公告第 185 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2025・18・5 号
- 2 指定年月日
令和8年3月6日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
22.49 m
- 5 指定の場所
都筑区川向町 131 番の 5 及び 131 番の 7
- 6 申請者の氏名
志 田 啓 士 郎

横浜市公告第186号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第39・90号
- 2 廃止年月日
令和7年9月3日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
56.50 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 2,833 番の57地先から 2,833 番の58地先まで

横浜市公告第 187 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和8年3月9日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
21.50 m
- 4 廃止の場所
港南区笹下六丁目 2,801 番の96、2,801 番の98、2,801 番の1
20、3,417 番の90及び 3,528 番の10の各一部

横浜市公告第188号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和8年3月12日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.000 m
- 3 廃止部分の道路の延長
10.456 m
- 4 廃止の場所
旭区本村町89番の6及び89番の49の各一部

横浜市公告第189号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和8年3月12日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
4.94 m
- 4 廃止の場所
戸塚区矢部町 1,631 番の7の一部

横浜市公告第190号

地域まちづくりルールの認定変更

横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条第1項の規定に基づき、次のとおり地域まちづくりルールを認定変更した。その認定に係る書類は、横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課において一般の閲覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 地域まちづくりルールの名称
メール・ド磯子まちづくりルール
- 2 地域まちづくり組織
メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会

横浜市公告第191号

地域まちづくりルールの認定変更

横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条第1項の規定に基づき、次のとおり地域まちづくりルールを認定変更した。その認定に係る書類は、横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課において一般の閲覧に供する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 地域まちづくりルールの名称
荏田北二丁目まちづくり協定
- 2 地域まちづくり組織
荏田北二丁目自治会住環境委員会

横浜市公告第192号

市街地再開発組合の解散の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 組合の名称
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 設立認可の年月日
平成29年10月25日
- 3 解散認可の年月日
令和8年3月25日

横浜市公告第193号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 退任した理事

氏名	住所
東京避雷針工業株式会社 代表取締役 清水 博	東京都中野区弥生町1丁目55番11号

2 就任した理事

氏名	住所
東京避雷針工業株式会社 代表取締役 横山 直樹	東京都中野区弥生町1丁目55番11号

達

達第2号

庁中一般

横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター処務規程を次のように定める。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市青少年相談センター処務規程（昭和39年1月達第3号）の全部を改正する。

（職員）

第1条 横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター（以下「相談センター」という。）にセンター長その他の職員を置く。

（職務）

第2条 センター長は、健康福祉局生活福祉部長（以下「生活福祉部長」という。）の命を受け、相談センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

3 その他の職員は、センター長の命を受け、相談センターの事務に従事する。

（専決等）

第3条 センター長は、相談センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件300,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) 不用品の廃棄の決定に関すること。

(9) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとること

ができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。
（報告）

- 第4条 センター長は、毎月5日までに前月中の業務実績その他必要な事項を生活福祉部長に報告しなければならない。
（準用）

- 第5条 この規程に定めるもののほかは、横浜市事務分掌規則その他市に関する諸規程の例による。
（委任）

- 第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達第3号

庁中一般

横浜市中央卸売市場本場及び食肉市場に勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成5年3月達第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

別表第1の表中

「

本場に勤務する職員	月曜日から金曜日まで		午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで
	土曜日		午前8時30分から午後零時30分まで	

」

を

「

本場経営支援課に勤務する係長以上の職員	月曜日から金曜日まで	(1)	午前4時から午後零時45分まで	午前7時30分から午前8時30分まで
		(2)	午前6時から午後2時45分まで	午前9時30分から午前10時30分まで
		(3)	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで
	土曜日		午前8時30分から午後零時30分まで	
本場に勤務するその他の職員	月曜日から金曜日まで		午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで
	土曜日		午前8時30分から午後零時30分まで	

」

に改める。

附 則
この達は、令和8年4月1日から施行する。

達第4号

庁中一般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年3月達第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

別表 2 福祉保健センターの表 生活衛生課の部 課長専決事項の欄第32号の2及び第32号の3を削る。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。

達第5号

庁中一般

横浜市下水道河川局水再生センター等規程（昭和37年5月1日達第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

第3条第1項第1号及び第3号中「附属」を「付属」に改める。

第6条第1項第9号中「10,000,000円」を「200,000,000円」に改め、同項第11号中「2,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同項第12号中「4,000,000円」を「40,000,000円」に改め、同項第13号中「廃き」を「廃棄」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

所属	名称	位置
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター	北部第一水再生センター	横浜市鶴見区
	上末吉ポンプ場	同
	末吉ポンプ場	同
	江ヶ崎ポンプ場	同
	高田ポンプ場	横浜市港北区
	樽町ポンプ場	同
	北綱島ポンプ場	同
	綱島第二ポンプ場	同
	南綱島ポンプ場	同
	上末吉地下ポンプ施設	横浜市鶴見区
	矢向地下ポンプ施設	同
豊岡幹線排水ポンプ施設	同	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川水再生センター	横浜市神奈川区
	桜木ポンプ場	横浜市西区
	平沼ポンプ場	同
	保土ヶ谷ポンプ場	横浜市保土ヶ谷区
	楠ポンプ場	横浜市西区
	西子安地下道ポンプ場	横浜市神奈川区

	西神奈川地下道ポンプ場	同
	高島第一ポンプ場	横浜市西区
	高島第二ポンプ場	同
	高島第三ポンプ場	同
	みなとみらい地下道ポンプ場	同
	新浦島幹線排水ポンプ施設	横浜市神奈川区
	栗田谷揚水ポンプ	同
	法泉揚水ポンプ	横浜市保土ケ谷区
	新桜ヶ丘揚水ポンプ	同
	境木第一揚水ポンプ	同
	境木第二揚水ポンプ	同
	仏向第一揚水ポンプ	同
	仏向第二揚水ポンプ	同
	仏向第三揚水ポンプ	同
	坂本町揚水ポンプ	同
	星川雨水調整池施設	同
横浜市下水道河川局中部水再生センター	中部水再生センター	横浜市中区
	山下ポンプ場	同
横浜市下水道河川局南部水再生センター	南部水再生センター	横浜市磯子区
	万世ポンプ場	横浜市南区
	吉野ポンプ場	同
	磯子ポンプ場	横浜市磯子区
	磯子第二ポンプ場	同
	桜木地下道ポンプ場	横浜市中区

	根岸地下道ポンプ場	横浜市磯子区
	伊勢佐木第二地下ポンプ施設	横浜市中区
	井土ヶ谷第二地下ポンプ施設	横浜市南区
	大岡ポンプ施設	同
	永楽地下ポンプ施設	同
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北水再生センター	横浜市港北区
	太尾ポンプ場	同
	新羽ポンプ場	同
	鴨居ポンプ場	横浜市緑区
	川向ポンプ場	横浜市都筑区
	三枚町雨水排水ポンプ施設	横浜市港北区
	菅田揚水ポンプ	横浜市神奈川区
	羽沢揚水ポンプ	同
	三枚町揚水ポンプ	同
	新羽雨水調整池・滞水池	横浜市港北区
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑水再生センター	横浜市都筑区
	二俣川地下道ポンプ場	横浜市旭区
	笹野台揚水ポンプ	同
	万騎が原揚水ポンプ	同
	鶴ヶ峰本町揚水ポンプ	同
	南本宿揚水ポンプ	同
	本宿町揚水ポンプ	同
横浜市下水道河川局西部水再生センター	西部水再生センター	横浜市戸塚区
	二ツ橋地下道ポンプ場	横浜市瀬谷区

横浜市下水道河川局栄水再生センター	栄第一水再生センター	横浜市栄区
	栄第二水再生センター	同
	笠間ポンプ場	同
	飯島町ポンプゲート施設	同
	飯島雨水調整池	同
	戸塚ポンプ場	横浜市戸塚区
	倉田川地下道ポンプ場	同
	戸塚町揚水ポンプ	同
横浜市下水道河川局北部下水道センター	北部第二水再生センター	横浜市鶴見区
	北部汚泥資源化センター	同
	潮田ポンプ場	同
	市場ポンプ場	同
	鶴見ポンプ場	同
	梅田川地下道ポンプ場	同
横浜市下水道河川局南部下水道センター	金沢水再生センター	横浜市金沢区
	南部汚泥資源化センター	同
	鳥浜第一工場排水処理場	同
	福浦工場排水処理場	同
	金沢ポンプ場	同
	六浦ポンプ場	同
	文庫地下道ポンプ場	同
	日野揚水ポンプ	横浜市港南区
	笹下揚水ポンプ	同

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。

達第6号

庁中一般

横浜市電気工作物保安規程（昭和48年8月達第33号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

第10条第1項中「総務局長又は」を削除する。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。

達第7号

庁中一般

横浜市戸籍振り仮名事務センター規程（令和7年5月23日達第13号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

達第8号

庁中一般

横浜市繁殖センター規程（平成11年4月1日達第10号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

達第9号

庁中一般

横浜市繁殖センター職員の勤務時間に関する規程（平成11年4月達第14号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月25日

横浜市長 山中竹春

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 1 号 (令 和 8 年 3 月 10 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 宮 ヶ 谷 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 8 年 3 月 10 日

横 浜 市 金 沢 区 長 齋 藤 真 美 奈

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	藤 田 聡 史 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 47 番 34 号	中 條 一 行 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 49 番 28 号

区公告

港北区公告第42号（令和8年3月9日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年3月9日

横浜市港北区長 竹下幸紀

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横 41—66 浜 横浜	令和2年4月1日
横 75—31 浜 横浜	令和2年4月1日
横 41—56 浜 横浜	令和2年4月1日
横 30—54 浜 横浜	令和2年4月1日
横 41—50 浜 横浜	令和2年4月1日
横 41—68 浜 横浜	令和2年4月1日
横 41—84 浜 横浜	令和2年4月1日
横	令和2年4月1日

41 — 67 浜 横浜	
--------------------	--

泉区公告第17号（令和8年3月9日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年3月9日

横浜市泉区長 山口 賢

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 88 浜 横浜	令和7年10月15日

中区公告第41号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和7年12月19日付けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により縦覧に供しており、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出することができる。

令和8年3月25日

横浜市中区長 永井由香

- 1 起業者の名称及び住所
横浜高速鉄道株式会社
中区元町1丁目11番地

- 2 事業の種類

みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業

- 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		登記簿	現況
中区山手町	184番の76	宅地	宅地

- 4 縦覧場所

中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課

- 5 縦覧の期間

令和8年3月25日から令和8年4月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

保土ヶ谷区公告第29号

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年3月25日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 35 — 21 浜 横浜	令和7年12月22日

交通局

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第2号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第1号イ(ア)中「生徒」を「生徒及び学生」に改める。

第24条の2第4項第1号中「実地修練生及び認定学校の生徒」を「実地修練生並びに認定学校の生徒及び学生」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市営交通パートナーシップ事業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第3号

横浜市営交通パートナーシップ事業に関する規程の一部
を改正する規程

横浜市営交通パートナーシップ事業に関する規程（平成20年2月
15日交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

10 申請者が既にパートナー事業者としての登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）であり、今回申請した新たな実施計画が次に示す内容である場合、委員長は、委員会を書面で開催することができる。

(1) 既に登録を受けた事業の有効期間を更新するもの

(2) 数量変更など軽微な計画変更に関するもの

(3) その他、委員長が認めるもの

第7条第1項第1号中「パートナー事業者としての登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）」を「登録事業者」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市交通局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第4号

横浜市交通局情報通信技術を活用した行政の推進等に関
する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市交通局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
施行規程（平成17年2月交通局規程第2号）の一部を次のように改
正する。

第7条第2項を削り、同条第3項中「措置と」を「事項に係る情
報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項
に規定するファイルに記録することと」に改め、同項を同条第2項
とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第5号

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成27年3月交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に、「第7章 特別の場合における号給の決定（第26条・第27条）」を「第7章 特別の場合における号給の決定（第26条・第27条）第8章 雑則（第28条）」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者になった者で、人事交流等による派遣後職務に復帰する又は採用する等により引き続き職員となった者の職務の級は、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として、引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

- (1) 給料表の適用を受けない横浜市職員（第19条及び第20条の規定の適用を受ける者を除く。）
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公務員
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して3年を経過しない者
- (5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (6) 管理者が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第5条第2項を削る。

第7条中「当該学歴免許等」を「第5条の規定にかかわらず、当該学歴免許等」に改める。

第8条第1項中「初任格付級となる者で初任給基準表に定める学歴免許等」を「その者の有する学歴免許等の資格に対応する初任給基準表の職務の級欄に定める職務の級（以下「初任格付級」という。）となる者でその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の

学歴免許等の資格」に、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数に4を乗じて得た数を第5条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に加えた数を号数とする号給」を「第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数に4を乗じて得た数を同条の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に加えた数を号数とする号給」に改め、同項第1号中「を上限とする」を削る。

第9条中「その者が前条の規定の適用を受ける者であるとした場合に同条の規定を適用して」を「第5条の規定にかかわらず、その者が前2条及び第10条の2の例により算定して」に改める。

第10条の表自動車本部の項の次に次のように加える。

運輸一般事務職員	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業を営む事業者において、職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割
----------	---	-----

第10条の次に次の1条を加える。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第10条の2 第6条から第9条までの規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験等欄の区分より号給欄の号給が下位である試験等欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

第11条を次のように改める。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第11条 第4条第2項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第8条、第9条若しくは前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失する

と認められるとき又はこれらの規定により難い特別の事情がある
と認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給
を決定することができる。

第12条中「第8条又は第9条」を「第8条、第9条又は前条」に
改める。

第13条第1項中「第10条」を「第10条の2」に、「号給の額」を
「号給の給料月額」に、「金額欄に定める額」を「金額欄に定める
給料月額に相当する額（以下「最低保障相当額」という。）」に、
「当該年齢別保障額」を「最低保障相当額」に改め、同条第2項中
「年齢別最低保障額」を「最低保障相当額」に改め、同条の次に次
の1条を加える。

（臨時的に任用される職員の特例）

第13条の2 臨時的に任用される職員の職務の級及び号給について
、第4条から第10条の2まで及び前条の規定により難い特別の事
情があると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あら
かじめ別段の定めをすることができる。

第20条第6項中「と同じ」を「に対応する転職時号給対応表（別
表第5の2）の転職後の号給欄に定める」に改める。

第23条第1項第1号中「顕著な勤務実績をあげた」を「勤務成績
が極めて良好であった」に改め、同項第2号中「十分な勤務実績を
あげた」を「勤務成績が特に良好であった」に改める。

第23条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰
り下げる。

第23条第2項第1号中「病気休暇及び第46条第1項に規定する介
護休暇並びに私傷病」を「病気休暇及び私傷病」に改め、同項に次
の1号を加える。

(4) 企業職員給料表（一）の職務の級7級又は8級（これに準ず
る者を含む。）の職員のうち管理者が別に定める職員

第23条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加
える。

2 前項の規定にかかわらず、人事交流等の事情により、当該職員
について同項に規定する勤務成績の証明の全部又は一部がない場
合には、別に定めるところにより、同項各号に定める昇給区分の
いずれかに決定するものとする。

第24条第3号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号
）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第
27号）別表第3」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

（この規程により難い場合の措置）

第28条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（平成19年3月人事委員会規則第11号）の例により、別段の取扱いをすることができる。

別表第1(1) 企業職員給料表（一）の適用を受ける職員の表第6級の項中「3 安全教育センター長の職務」を削る。

別表第2 初任給基準表の表号給の欄中「37」を「29」に、「21」を「13」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 年齢別最低保障額表（第13条関係）

年齢	金額
歳	
18	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が5号給の給料月額
19	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が7号給の給料月額
20	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が9号給の給料月額
21	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が11号給の給料月額
22	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が13号給の給料月額
23	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が15号給の給料月額
24	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が17号給の給料月額
25	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が19号給の給料月額

26	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が21号給の給料月額
27	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が23号給の給料月額
28	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が25号給の給料月額
29	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が27号給の給料月額
30	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が29号給の給料月額
31	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が31号給の給料月額
32	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が34号給の給料月額
33	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が37号給の給料月額
34	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が40号給の給料月額
35	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が43号給の給料月額
36	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が46号給の給料月額
37	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が49号給の給料月額
38	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、

	号給が52号給の給料月額
39歳以上	給与規程別表第2の給料表の職務の級が1級で、号給が55号給の給料月額

別表第4(1) 企業職員給料表(一)の表を次のように改める。

(1) 企業職員給料表(一)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	5	1	1	1	
14	1	1	6	1	1	1	
15	1	1	7	1	2	1	
16	1	1	8	1	2	1	
17	1	1	9	1	3	1	
18	1	2	10	1	3	1	
19	1	3	11	1	4	1	
20	1	4	12	1	4	1	
21	1	5	13	1	5	1	
22	1	6	14	2	5	1	
23	1	7	15	3	6	1	
24	1	8	16	4	6	1	

25	1	9	17	5	7	1	
26	1	10	18	6	7	1	
27	1	11	19	7	8	1	
28	1	12	20	8	8	1	
29	1	13	21	9	9	1	
30	1	14	22	10	9	1	
31	1	15	23	11	9	1	
32	1	16	24	12	9	1	
33	1	17	25	13	10	1	
34	1	18	26	14	10	1	
35	1	19	27	15	10	1	
36	1	20	28	16	10	1	
37	1	21	29	17	11	1	
38	2	22	30	18	11	1	
39	3	23	31	19	11	1	
40	4	24	32	20	11	1	
41	5	25	33	21	12	1	
42	6	26	34	22	12	1	
43	7	27	35	23	12	1	
44	8	28	36	24	12	1	
45	9	29	37	25	13	1	
46	10	30	38	26	13	1	
47	11	31	39	27	13	1	
48	12	32	40	28	13	1	
49	13	33	41	29	13	1	
50	14	34	42	30	13	1	
51	15	35	43	31	14	1	
52	16	36	44	32	14	1	
53	17	37	45	33	14	1	
54	18	38	46	34	14	1	
55	19	39	47	35	14	1	
56	20	40	48	36	14	1	
57	21	41	49	37	15	1	
58	22	42	50	38	15	1	
59	23	43	51	39	15	1	

60	24	44	52	40	15	1	
61	25	45	53	41	15	1	
62	26	45	54	41	15	1	
63	27	46	55	42	16	1	
64	28	46	56	42	16	1	
65	29	47	57	43	16	1	
66	30	47	58	43	16	1	
67	31	48	59	44	16	1	
68	32	48	60	44	16	1	
69	33	49	61	45	17	1	
70	34	50	62	46	17	1	
71	35	51	63	47	17	1	
72	36	52	64	48	17	1	
73	37	53	65	49	17	1	
74	38	53	66	49	17	1	
75	39	53	67	50	18	1	
76	40	54	68	50	18	1	
77	41	54	69	51	18		
78	42	54	69	51	18		
79	43	55	70	52	18		
80	44	55	70	52	18		
81	45	55	71	53	19		
82	46	56	71	54	19		
83	47	56	72	55	19		
84	48	56	72	56	19		
85	49	57	73	57	19		
86	50	57	74	58	19		
87	51	57	75	59	20		
88	52	58	76	60	20		
89	53	58	77	61	20		
90	54	58	78	62	20		
91	55	59	79	63	20		
92	56	59	80	64	20		
93	57	59	81	65	21		
94	57	60	82	66	21		

95	57	60	83	67	21		
96	58	60	84	68	21		
97	58	61	85	69	21		
98	58	61	86	70	22		
99	59	61	87	71	22		
100	59	61	88	72	22		
101	59	62	89	73	22		
102	60	62	90	74	22		
103	60	62	91	75	23		
104	60	62	92	76	23		
105	61	63	93	77	23		
106			94	78			
107			95	79			
108			96	80			
109			97	81			
110			97	82			
111			98	83			
112			98	84			
113			99	85			
114			99	86			
115			100	87			
116			100	88			
117			101	89			
118			102	90			
119			103	91			
120			104	92			
121			105	93			
122				94			
123				95			
124				96			
125				97			
126				98			
127				99			
128				100			
129				101			

130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							

別表第5(1) 企業職員給料表(一)の表を次のように改める。

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	37	17	9	21	14	76	9
2	38	18	10	22	16	76	9
3	39	19	11	23	18	76	9
4	40	20	12	24	20	76	9
5	41	21	13	25	22	76	9
6	42	22	14	26	24	76	9
7	43	23	15	27	26	76	9
8	44	24	16	28	28	76	9

9	45	25	17	29	32	76	9
10	46	26	18	30	36		9
11	47	27	19	31	40		
12	48	28	20	32	44		
13	49	29	21	33	50		
14	50	30	22	34	56		
15	51	31	23	35	62		
16	52	32	24	36	68		
17	53	33	25	37	74		
18	54	34	26	38	80		
19	55	35	27	39	86		
20	56	36	28	40	92		
21	57	37	29	41	97		
22	58	38	30	42	102		
23	59	39	31	43	105		
24	60	40	32	44	105		
25	61	41	33	45	105		
26	62	42	34	46	105		
27	63	43	35	47	105		
28	64	44	36	48	105		
29	65	45	37	49	105		
30	66	46	38	50	105		
31	67	47	39	51	105		
32	68	48	40	52	105		
33	69	49	41	53	105		
34	70	50	42	54	105		
35	71	51	43	55	105		
36	72	52	44	56	105		
37	73	53	45	57	105		
38	74	54	46	58	105		
39	75	55	47	59	105		
40	76	56	48	60	105		
41	77	57	49	62	105		
42	78	58	50	64	105		
43	79	59	51	66	105		

44	80	60	52	68	105		
45	81	62	53	69	105		
46	82	64	54	70	105		
47	83	66	55	71	105		
48	84	68	56	72	105		
49	85	69	57	74	105		
50	86	70	58	76	105		
51	87	71	59	78	105		
52	88	72	60	80	105		
53	89	75	61	81	105		
54	90	78	62	82	105		
55	91	81	63	83	105		
56	92	84	64	84	105		
57	95	87	65	85	105		
58	98	90	66	86	105		
59	101	93	67	87	105		
60	104	96	68	88	105		
61	105	100	69	89	105		
62	105	104	70	90	105		
63	105	105	71	91	105		
64	105	105	72	92	105		
65	105	105	73	93	105		
66	105	105	74	94	105		
67	105	105	75	95	105		
68	105	105	76	96	105		
69	105	105	78	97	105		
70	105	105	80	98	105		
71	105	105	82	99	105		
72	105	105	84	100	105		
73	105	105	85	101	105		
74	105	105	86	102	105		
75	105	105	87	103	105		
76	105	105	88	104	105		
77	105	105	89	105			
78	105	105	90	106			

79	105	105	91	107			
80	105	105	92	108			
81	105	105	93	109			
82	105	105	94	110			
83	105	105	95	111			
84	105	105	96	112			
85	105	105	97	113			
86	105	105	98	114			
87	105	105	99	115			
88	105	105	100	116			
89	105	105	101	117			
90	105	105	102	118			
91	105	105	103	119			
92	105	105	104	120			
93	105	105	105	121			
94	105	105	106	122			
95	105	105	107	123			
96	105	105	108	124			
97	105	105	110	125			
98	105	105	112	126			
99	105	105	114	127			
100	105	105	116	128			
101	105	105	117	129			
102	105	105	118	129			
103	105	105	119	129			
104	105	105	120	129			
105	105	105	121	129			
106		105	121				
107		105	121				
108		105	121				
109		105	121				
110		105	121				
111		105	121				
112		105	121				
113		105	121				

114		105	121				
115		105	121				
116		105	121				
117		105	121				
118		105	121				
119		105	121				
120		105	121				
121		105	121				
122			121				
123			121				
124			121				
125			121				
126			121				
127			121				
128			121				
129			121				
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							

149							
-----	--	--	--	--	--	--	--

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2 転職時号給対応表（第20条第6項関係）

企業職員給料表（三）

転職した日の 前日に受けて いた号給	転職後の号給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16

29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51

64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86

99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101
114	102
115	103
116	104
117	105
118	106
119	107
120	108
121	109
122	110
123	111
124	112
125	113
126	114
127	115
128	116
129	117
130	118
131	119
132	120
133	121

別表第6昇給号給数表の表中

「

8級	8～7	6～5	4	3～1	0
7級					
6級	4～3	3～2	2	1～0	0

」

を

「

8級	2	1			
7級					
6級	8～7	6～5	4	3～1	0
	4～3	3～2	2	1～0	0

」

に改め、同表備考中「表に定める」を「表の職務の級（7級及び8級を除く。）の各欄に定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（令和8年度切替日における昇格又は降格の特例）

- 2 令和8年4月1日（以下「令和8年度切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が令和8年度切替日に受けることとなる号給を令和8年度切替日の前日に受けていたものとみなして、この規程による改正後の横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第16条又は第18条の規定を適用する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第6号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和47年12月交通局規程第27号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第2号中「生徒」の次に「及び学生」に加える。

第67条中「の裏面」を削る。

第67条第20号を次のように改める。

(20) 削除

第83条第5項中「第2号及び第3号」を「第2号又は第3号」に改め、「2区間を4回乗車」を「12区間を2回乗車」に改める。

第83条の次に次の1条を加える。

（無料乗車券による不正乗車の場合の運賃及び割増運賃の収受）

第83条の2 管理者は、第53条の2の規定により無料乗車券を無効として回収した旅客から不正乗車した日数分、12区間を2回乗車したものとして計算した普通旅客運賃（身体障害者等割引運賃適用者については、身割普通旅客運賃）及びその2倍の額の割増運賃をあわせ収受するものとする。

第84条第3項中「計算しがたい場合」の次に「及び不正乗車した期間が第1項において計算に使用する期間より短いことが明らかである場合」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第7号

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程
(横浜市交通局事務分掌規程の一部改正)

第1条 横浜市交通局事務分掌規程(昭和44年5月交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部、課及びセンター」を「部及び課」に改め、同条第1項中「部、課及びセンター」を「部及び課」に改め、「安全管理部
安全管理課

安全教育センター」を削り、同条第2項中「、センター」を削り、同条第3項中「センター」を「高速鉄道本部運転課」に改める。

第3条 総務課の項中第17号を第20号とし、第16号の次に次の3号を加える。

- (17) 危機管理に関する事。
- (18) 法令遵守に係る総合調整に関する事。
- (19) 公金の監査に関する事。

同条 人事課の項に、次の6号を加える。

- (21) 職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関する事。
- (22) 職員の研修の総合調整に関する事。
- (23) 職員の研修の企画及び実施に関する事。
- (24) 職員の安全意識、安全行動に係る教育に関する事。
- (25) 横浜市交通局研修所の管理に関する事。
- (26) その他職員の研修に関する事(他の課の主管に属することを除く。)

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条 営業課の項中第8号を第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。

- (8) 高速鉄道の事故防止対策の総合調整に関する事。
- (9) 高速鉄道の安全管理マネジメントの統括に関する事。
- (10) 高速鉄道の運輸安全に係る施策の推進に関する事。
- (11) 高速鉄道事業の総合調整に関する事。
- (12) お客様サービスの推進に関する事。

同条運転課の項に、次の5号を加える。

- (9) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (10) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (11) 高速鉄道の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (12) 高速鉄道の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (13) 高速鉄道の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

第7条営業課の項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 自動車事業の総合調整に関すること。
- (12) お客様サービスの推進に関すること。

同条運輸課の項に、次の5号を加える。

- (9) 自動車の安全管理マネジメントの総括に関すること。
- (10) 自動車の運輸安全に係る施策の推進に関すること。
- (11) 自動車の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (12) 自動車の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (13) 自動車の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

同条車両課の項に、次の3号を加える。

- (7) 自動車車両の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (8) 自動車車両の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (9) 自動車車両の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

第9条施設課の項中第22号を第25号とし、第21号の次に次の3号を加える。

- (22) 技術管理部及び工務部の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (23) 技術管理部及び工務部の研修の企画及び実施に関すること。
- (24) 技術管理部及び工務部の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

第12条第1項中「、課に準ずるセンターにセンター長」を削り、同条第2項中「及びセンター」を削り、同条第5項中「、センター長」を削る。

第13条第1項中「、センター長」を削り、同条第4項中「、センター長」を「及び」に改める。

第15条第2項中「、センター長」を削る。

(横浜市交通局係設置規程の一部改正)

第2条 横浜市交通局係設置規程(昭和44年5月交通局規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及びセンター」を削り、「安全管理部
安全管理課
安全管理係
安全教育センター
安全教育係」を削

る。

第3条 総務課庶務係の項中第17号を第20号とし、第16号の次に次の3号を加える。

- (17) 危機管理に関すること。
- (18) 法令遵守に係る総合調整に関すること。
- (19) 公金の監査に関すること。

同条 人事課人事組織係の項中第12号を第18号とし、第11号の次に次の6号を加える。

- (12) 職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (13) 職員の研修の総合調整に関すること。
- (14) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (15) 職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。
- (16) 横浜市交通局研修所の管理に関すること。
- (17) その他職員の研修に関すること(他の課の主管に属することを除く。)

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条 営業課管理係の項中第8号を第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。

- (8) 高速鉄道の事故防止対策の総合調整に関すること。
- (9) 高速鉄道の安全管理マネジメントの統括に関すること。
- (10) 高速鉄道の運輸安全に係る施策の推進に関すること。
- (11) 高速鉄道事業の総合調整に関すること。
- (12) お客様サービスの推進に関すること。

同条 運転課運転係の項に、次の5号を加える。

- (9) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (10) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (11) 高速鉄道の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (12) 高速鉄道の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (13) 高速鉄道の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

第7条 営業課管理系の項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 自動車事業の総合調整に関すること。
- (12) お客様サービスの推進に関すること。

同条 運輸課運輸系の項に、次の5号を加える。

- (9) 自動車の安全管理マネジメントの総括に関すること。
- (10) 自動車の運輸安全に係る施策の推進に関すること。
- (11) 自動車の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (12) 自動車の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (13) 自動車の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

同条 車両課車両系の項中第8号を第11号とし、第7号に次に次の3号を加える。

- (8) 自動車車両の職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (9) 自動車車両の職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (10) 自動車車両の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

第9条 施設課管理系の項中第8号を第11号とし、第7号に次の3号を加える。

- (8) 技術管理部及び工務部の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (9) 技術管理部及び工務部の研修の企画及び実施に関すること。
- (10) 技術管理部及び工務部の職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。

(横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

第3条 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程(平27年3月交通局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「156,000円」を「153,000円」に改め、同項第2号中「139,000円」を「136,000円」に改め、同項第3号中「122,000円」を「119,000円」に改め、同項第4号中「105,000円」を「102,000円」に改める。

別表中、

「

区分		補職名
8級の職にある者の支給区分	I種	交通事業管理者(交通局長)

を

区分		補職名
8級の職にある者の支給区分	I種	交通事業管理者（交通局長）
	II種	管理者が別に定める職
	III種	理事に相当する職
	IV種	I種・II種・III種以外の職

に改める。

別表7級の職にある者の支給区分の項中「、安全管理部長」を削る。

別表6級の職にある者の支給区分の項中「、安全管理課長、安全教育センター長」を削る。

（横浜市交通局事務決裁規程に関する規程の一部改正）

第4条 横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、センター長」を削り、同条第5号中「、センター」を削る。

別表第1、別表第2及び別表第3中「及び勤務命令に関すること」を「、勤務命令及び部分休業に関すること」に改める。

別表第2部長専決事項の表 2 総務部長専決事項の項第7号中「並びに部分休業」を削り、4 安全管理部長専決事項の項を削る。

別表第3課長専決事項の表 3 総務部人事課長専決事項の項に次の1号を加える。

(14) 職員の研修に関すること。

別表第3課長専決事項の表 6 安全管理部安全管理課長専決事項の項を削り、7 安全管理部安全教育センター長専決事項の項を削る。

（横浜市交通局企業職員の職務発明に関する規程の一部改正）

第5条 横浜市交通局企業職員の職務発明に関する規程（昭和61年10月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「、安全管理部長、営業推進本部長」を削る。

（横浜市交通局会計規程の一部改正）

第6条 横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項、第29条第1項及び第96条第1項中「、安全教育センター長」を削る。

第57条第2項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(横浜市高速鉄道安全管理規程の一部改正)

第7条 横浜市高速鉄道安全管理規程(平成18年12月交通局規程第15号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第2編 輸送業務の実施に係る管理の方法

第1章 運転の管理(第27条—第35条)

第2章 鉄道施設の管理(第36条—第39条)

第3章 車両の管理(第40条—第43条)

」を

「第2編 輸送業務の実施に係る管理の方法

第1章 運転の管理(第27条—第35条)

第2章 鉄道施設の管理(第36条—第39条)

第3章 車両の管理(第40条—第43条)

第3編 サイバーセキュリティを確保するための事業の実施及び管理の方法

第1章 サイバーセキュリティ責任者の責務(第44条)

第2章 事業の実施及び管理の方法(第45条—第50条)」に

改める。

第2条第2項第5号中「人命救助を最優先に行動し、」を「全力を尽くして、人命を最優先に行動し被害を最小限にとどめるよう」に改める。

第3条第6項中「、災害」の次に「、サイバーセキュリティ侵害」を加え、「・災害」の次に「等」を加える。

第4条中第1項第1号から第14号までを次のように改める。

- (1) 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 高速鉄道本部長 高速鉄道の管理、運輸に関する全般の業務を掌理し、所属係員の指揮監督をする。
- (3) 技術管理部長 高速鉄道の車両、電気に関する技術部門の業務を掌理し、所属係員の指揮監督をする。
- (4) 工務部長 高速鉄道の施設及び建築に関する技術部門の業務並びに土木施設の大規模改良に関する業務を掌理し、所属係員の指揮監督をする。
- (5) サイバーセキュリティ責任者 輸送の安全の確保に必要なシステムにおいて、サイバーセキュリティに関する事項を統括する。
- (6) 運転管理者 運転に関する事項を統括する。
- (7) 駅務管理所長 輸送の安全の確保に必要な駅業務に関する事項を統括する。
- (8) 乗務員指導管理者 運転管理者の指揮の下、運転上の資

質の確保に関する事項を統括する。

(9) 土木管理者 土木及び軌道施設に関する事項並びに設備投資の計画に関する事項を統括する。

(10) 電気管理者 電気施設に関する事項を統括する。

(11) 車両管理者 車両に関する事項を統括する。

(12) 建築管理者 建築施設及び機械設備に関する事項を統括する。

(13) 建設改良課長 土木施設の大規模改良に関する事項を統括する。ただし、受委託等に係る工事の施行に関する事項を除く。

(14) 営業課長 輸送の安全の確保に必要な高速鉄道の管理、運輸に関する事業計画及び運輸安全に係る施策の推進に関する事項を統括する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(15) その他必要な管理者は、次に掲げるとおりとする。

ア 経営管理課長 輸送の安全の確保に必要な設備投資に係る予算調整等、財務に関する事項を統括する。

イ 人事課長 輸送の安全の確保に必要な要因、教育に関する事項を統括する。

ウ システム推進課長 輸送の安全の確保に必要な情報システムに関する事項を統括する。

同条第3項中「安全統括管理者」の次に「、サイバーセキュリティ責任者」を加え、同条第5項を削る。

第6条第6号、第8条第1項第6号、同条第10項、第21条見出し、同条第1項、第22条見出し、同条第1項、同条第3項、第34条第3項、同条第4項、第35条見出し、同条第1項及び第36条第6項中「災害」の次に「等」を加える。

第8条第4項中「、運転士の研修に関する業務については、安全教育センター長が」を削り、「、それぞれ」を削り、同条第5項中「安全教育センター長及び」を削る。

第12条第1号中「委員長は安全統括管理者とし、」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 内部監査委員会

安全管理体制の構築、改善の取組等運用状況を検証し、継続的な改善と安全性の向上を図ることを目的に、交通事業管理者、安全統括管理者及び各部門の安全管理に従事する責任者等を対象に内部監査を行う。

同条第2項として次の1項を加える。

2 安全管理委員会及び内部監査委員会の体制、運営その他必要な事項については、別に定める。

第15条の3の見出し及び同条を次のように改める。

(削除)

第15の3 削除

第16条第1項中「事業計画」の次に「及び運輸安全に係る施策等」を加える。

第18条中「要因計画」の次に「、研修計画」を加える。

第19条を次のように改める。

(システム推進課長の責務)

第19条 システム推進課長は、輸送の安全の確保に関し、情報システムの管理その他必要な計画を総合的に考慮し、安全性及び実現可能性の確認を行う。

第2編の次に次の1編を加える。

第3編 サイバーセキュリティを確保するための事業の実施及び管理の方法

第1章 サイバーセキュリティ責任者の責務

(サイバーセキュリティ責任者)

第44条 サイバーセキュリティ責任者には、電気課長を充てる。

2 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティを確保する責務を有する。

3 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に必要な措置の検討に当たり、職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

4 サイバーセキュリティ責任者は、職員に対するサイバーセキュリティの確保に必要な教育・訓練を適切に管理するものとする。

5 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者及びシステム推進課長との連絡、調整を密にするものとする。

6 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

第2章 事業の実施及び管理の方法

(サイバーセキュリティ侵害の防止対策の検討)

第45条 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に資する情報を分析、整理し、これらの防止対策の検討を行うものとする。

2 サイバーセキュリティ責任者は、前項の検討を通じて、輸送の安全の確保に関する、不安全事故の再発防止又は安

全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員が共有できるようにしなければならない。

(サイバーセキュリティ侵害の報告及び対応)

第46条 職員は、サイバーセキュリティ侵害に対する責任者、対応方法その他必要な事項をよく理解し、サイバーセキュリティ侵害が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

2 サイバーセキュリティ責任者は、必要に応じ、あらかじめ定められた責任者の権限を超越して適切かつ柔軟な対応を行わなければならない。

3 サイバーセキュリティ侵害の発生を知った者は、速やかにあらかじめ定められた方法により、その情報を報告しなければならない。

4 サイバーセキュリティ責任者は、規程等により、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認(及び外部能力の活用))

第47条 サイバーセキュリティ責任者は、適宜、業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

2 前項の業務の実施及び管理の状況の確認については、必要に応じて適宜、外部能力を活用して行う。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第48条 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全を確保するために必要となるサイバーセキュリティの確保のための安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について定めなければならない。

(規程等の整備)

第49条 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全に関するサイバーセキュリティの確保のため必要となる規程を定める。

2 対象設備に係る業務を委託する場合にあつては、サイバーセキュリティの確保のため、受託者毎に委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理(異常時における連絡通報体制を含む。)、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格を確認するよう規程に定める。

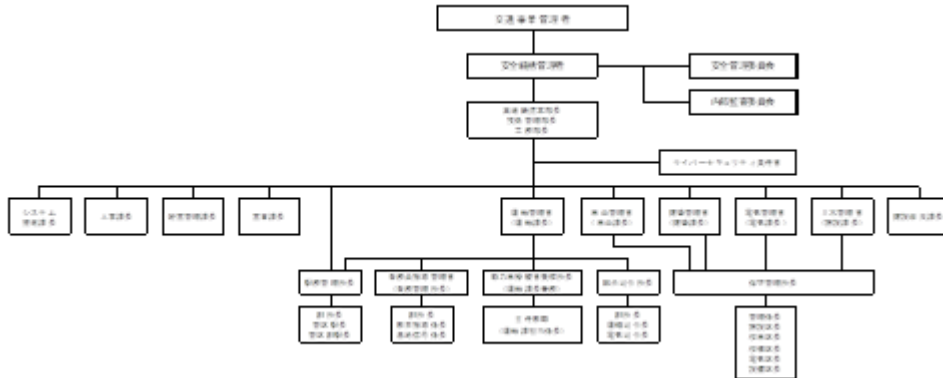
(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第50条 本規程、サイバーセキュリティの確保に係る帳票その他の必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管

する。

別図1を次のとおり改める。

別図1 安全管理体制図



(横浜市交通局自動車安全管理規程の一部改正)

第8条 横浜市交通局自動車安全管理規程(平成18年10月交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「人命を最優先に考え、速やかに安全かつ適切な処置を施し、損害を最小限にとどめるよう努めること。」を「全力を尽くして、人命を最優先に行動し被害を最小限にとどめるよう速やかに安全適切な処置をとること。」に改める。

第8条第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動車本部長

第8条第2項中「(運転課長)」を削り、同条第3項中「(営業所長)」を削る。

第15条第2項中「、安全管理部長を委員長として」を削る。

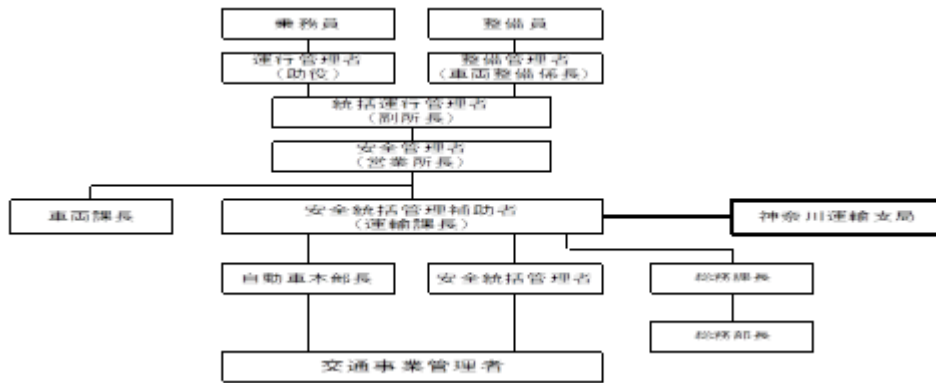
別図1を次のとおり改める。

別図1 安全管理体制図



別図2を次のとおり改める。

別図2 事故・災害等発生時の報告連絡体制



附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

交通局告示第2号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和8年3月28日から実施する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表23の部中、

「

23	ア	中山駅前～若葉台中央	新治町、十日市場駅前、郵便局前	6.550	復路のみ
	イ	青葉台駅～若葉台中央	十日市場駅前、郵便局前	往 5.290 復 5.290	
	ウ	十日市場駅前～若葉台中央	郵便局前	往 3.270 復 3.270	
	エ	三保中央～青葉台駅	十日市場駅前、杉沢団地	往 5.710 復 5.710	
	オ	中山駅前～若葉台中央	緑区役所前	6.890	往路のみ

」

を、

「

23	ア	青葉台駅～若葉台中央	十日市場駅前、郵便局前	往 5.290 復 5.290	
	イ	十日市場駅前～若葉台中央	郵便局前	往 3.270 復 3.270	
	ウ	三保中央～青葉台駅	十日市場駅前、杉沢団地	往 5.710 復 5.710	

」

に改め、同表31の部中、

「

31	ア	横浜駅西口～大口駅前	東神奈川駅西口、	往 5.530 復 6.120	
----	---	------------	----------	--------------------	--

			白楽		
	イ	横浜駅西口～白幡東町	東神奈川駅西口	4.630	往路のみ

を、
「

31	ア	横浜駅西口～大口駅前	東神奈川駅西口、白楽	往 5.880 復 6.120	
	イ	横浜駅西口～白幡東町	東神奈川駅西口	4.980	往路のみ

に改め、同表38の部中、
「

38	ア	鶴見駅西口～横浜駅西口	東高校前、港北小学校前、六角橋、東神奈川駅西口	往 11.170 復 10.930	
	イ	鶴見駅西口～鶴見駅西口	白幡、荒立	7.340	循環
	ウ	港北小学校前～鶴見駅西口	内路	5.000	復路のみ
	エ	東寺尾5丁目～鶴見駅西口	荒立	5.000	往路のみ
	オ	鶴見駅西口～東神奈川駅西口	港北小学校前、六角橋	往 8.790 復 8.900	
	カ	松見町～横浜駅西口	六角橋	6.630	往路のみ
	キ	松見町～東神奈川駅西口	六角橋	4.250	往路のみ

を、
「

38	ア	鶴見駅西口～横浜駅西口	東高校前、港北小学校前、	往 11.170 復 11.280	
----	---	-------------	--------------	----------------------	--

			六角橋、 東神奈川 駅西口		
イ	鶴見駅西口～鶴 見駅西口	白幡、荒 立	7.340		循環
ウ	港北小学校前～ 鶴見駅西口	内路	5.000		復路のみ
エ	東寺尾5丁目～鶴 見駅西口	荒立	5.000		往路のみ
オ	鶴見駅西口～東 神奈川駅西口	港北小学 校前、六 角橋	往 8.790 復 8.900		
カ	松見町～東神奈 川駅西口	六角橋	4.250		往路のみ

に改め、同表64の部中、

「

64	ア	港南台駅前～磯 子駅前	清水橋、 上大岡駅 前	往 11.030 復 11.120	
	イ	上大岡駅前～磯 子駅前	上笹堀	往 5.720 復 5.720	

を、

「

64	ア	港南台駅前～磯 子駅前	清水橋、 上大岡駅 前	往 11.030 復 11.120	
	イ	上大岡駅前～磯 子駅前	上笹堀	往 5.720 復 5.720	
	ウ	上大岡駅前～汐 見台ストアー前		3.770	往路のみ
	エ	港南台駅前～汐 見台ストアー前	上大岡駅 前	9.170	復路のみ

に改め、同表78の部中、

「

78		磯子駅前～根岸 駅前	屏風ヶ浦 駅前、浜	往 6.930 復 6.930	
----	--	---------------	--------------	--------------------	--

			小学校前 、岡村町 、市電保 存館、下 町		
--	--	--	-----------------------------------	--	--

を、
「

78	ア	磯子駅前～根岸 駅前	屏風ヶ浦 駅前、浜 小学校前 、岡村町 、市電保 存館、下 町	往 6.930 復 6.930	
	イ	磯子駅前～滝頭 地域ケアプラザ 前	浜小学校 前	5.220	復路のみ
	ウ	磯子駅前～市電 保存館前	浜小学校 前	5.430	往路のみ

に改め、同表 87 の部中、
「

87		横浜駅西口～横 浜駅西口	岡野町、 市民病院 、宮ヶ谷 、松本	7.380	一方循環
----	--	-----------------	-----------------------------	-------	------

を、
「

87	ア	横浜駅西口～横 浜駅西口	岡野町、 市民病院 、宮ヶ谷 、松本	7.380	一方循環
	イ	横浜駅西口～市 民病院		2.260	往路のみ 土休のみ

に改め、同表 109 の部中、
「

109	ア	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、スカイウォーク入口、L2パース、L8パース、T3パース入口	往 15.230 復 14.990	急行運転
	イ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口	往 11.110 復 11.220	急行運転
	ウ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8パース、T3パース入口、流通センター、大黒海づり公園、山下ふ頭入口	20.340	急行運転 復路のみ
	エ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、T4パース、海づり公園入口、流通センター、C3パース	往 13.890 復 14.080	急行運転
	オ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、大黒税関前、T6パース	往 12.150 復 12.750	急行運転
	カ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、大黒税関前、流通センター、	往 16.460 復 17.060	急行運転

		大黒海づり公園		
キ	横浜駅前～横浜駅前	山下ふ頭入口、L8バース、流通センター、スカイウォーク前、山下ふ頭入口	30.150	一方循環急行運転平土のみ
ク	横浜駅前～横浜駅前	山下ふ頭入口、流通センター、スカイウォーク前、山下ふ頭入口	26.030	一方循環急行運転休日のみ
ケ	横浜駅前～大黒税関正門前	L8バース	14.980	特急運転
コ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8バース	16.210	特急運転
サ	横浜駅前～C3バース	流通センター	13.890	特急運転
シ	大黒海づり公園～横浜駅前	流通センター	15.300	特急運転

を、
「

109	ア	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、スカイウォーク入口、L2バース、L8バース、T3バース入口	往 15.230 復 14.990	急行運転平土のみ
-----	---	---------------	--------------------------------------	----------------------	----------

イ	横浜駅前～スカ イウオーク前	山下ふ頭 入口	往 11.110 復 11.220	急行運転
ウ	横浜駅前～スカ イウオーク前	L8 バース 、 T3 バース ス入口、 流通セン ター、大 黒海づり 公園、山 下ふ頭入 口	20.340	復路のみ 急行運転 土曜のみ
エ	横浜駅前～大黒 海づり公園	山下ふ頭 入口、T4 バース、 海づり公 園入口、 流通セン ター、C3 バース	往 13.890 復 14.080	急行運転 平土のみ
オ	横浜駅前～大黒 海づり公園	山下ふ頭 入口、大 黒税関前 、 T6 バース	往 12.150 復 12.750	急行運転 平土のみ
カ	横浜駅前～スカ イウオーク前	山下ふ頭 入口、大 黒税関前 、流通セン ター、 大黒海づ り公園	往 16.460 復 17.060	急行運転 休日のみ
キ	横浜駅前～横浜 駅前	山下ふ頭 入口、L8 バース、 流通セン ター、ス カイウオ ーク前、	30.150	一方循環 急行運転 平土のみ

			山下ふ頭 入口		
ク	横浜駅前～横浜 駅前		山下ふ頭 入口、流 通センタ ー、スカ イウォー ク前、山 下ふ頭入 口	26.030	一方循環 急行運転 休日のみ
ケ	横浜駅前～大黒 税関正門前		L8 バース	14.980	往路のみ 特急運転 平日のみ
コ	横浜駅前～スカ イウォーク前		L8 バース	16.210	復路のみ 特急運転 平日のみ
サ	横浜駅前～C3バ ース		流通セン ター	13.890	往路のみ 特急運転 平日のみ
シ	横浜駅前～大黒 海づり公園		流通セン ター	15.300	復路のみ 特急運転 平日のみ
ス	横浜駅前～T3バ ース入口		L8 バース	14.230	往路のみ 直通運転 平日のみ
セ	横浜駅前～スカ イウォーク前		L8 バース	14.990	復路のみ 直通運転 平日のみ

に改め、同表 305 の部中、
「

305	ア	中山駅北口～市 が尾駅	貝の坂、 川和中学 校前、泉 天ヶ谷公 園、東福 寺前	往 6.870 復 6.850	
	イ	中山駅北口～川 和中学校前	貝の坂、 石橋	3.080	復路のみ

	ウ	石橋～市が尾駅	見花山	往 4.820 復 4.830	
	エ	中山駅北口～夕やけ橋	貝の坂、石橋	3.840	往路のみ

を、
「

305	ア	中山駅北口～市が尾駅	貝の坂、川和中学校前、泉天ヶ谷公園、東福寺前	往 6.870 復 6.850	
	イ	中山駅北口～川和中学校前	貝の坂、石橋	往 3.080 復 3.080	
	ウ	石橋～市が尾駅	見花山	往 4.820 復 4.830	

に改め、同表 306 の部中、
「

306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	
	イ	川和高校入口～センター南駅	都筑ふれあいの丘駅、御影橋	2.970	往路のみ
	ウ	市が尾駅～見花山	泉田向	2.490	往路のみ

を、
「

306	ア	市が尾駅～センター南駅	川和高校入口、都筑ふれあいの丘駅、御影橋	往 5.160 復 5.180	
-----	---	-------------	----------------------	--------------------	--

イ		川和高校入口～ センター南駅	都筑ふれ あいの丘 駅、御影 橋	2.970	往路のみ
---	--	-------------------	---------------------------	-------	------

」

に改める。

交通局告示第3号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

料金徴収事務及び支出事務の委託（令和6年8月交通局告示第6号）は、令和8年4月1日限り廃止する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定した日	収納事務の委託をする日	指定公金事務取扱者として指定期間
一般財団法人横浜市交通局協力会	横浜市 中区長者町五丁目85番地三 共横浜ビル14階	1 高速鉄道定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の発売 2 高速鉄道定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 3 乗合自動車回数乗車券、乗合自動車共通回数乗車券及び乗合自動車通学割引回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 4 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売	令和8年2月17日	令和8年4月1日	—

		<p>5 乗合自動車1日乗車券、乗合自動車団体1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>6 記念乗車券の発売</p> <p>7 横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第1号。以下「鉄道IC規程」という。）第3条第1号及び横浜市乗合自動車ICカード取扱規程（平成29年3月交通局規程第7号。以下「バスIC規程」という。）第2条第1号に規定するPASMO（以下「PASMO」という。）の発売</p> <p>8 PASMOの払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>9 PASMO並びに鉄道IC規程第30条第1項及びバスIC規程第2条第1項第2号及び第3号に規定するICカード乗車券（以下「相互利用ICカード乗車券」という。）のチャージ</p> <p>10 バス及び鉄道に関連する部品並びに備品の発売</p>			
横浜交通開発株式会社	横浜市港北区新横浜三丁目18番地16新横浜交通ビル7階	<p>1 乗合自動車定期乗車券及び乗合自動車普通乗車券の発売</p> <p>2 乗合自動車定期乗車券及び乗合自動車普通乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>3 乗合自動車回数乗車券及び乗合自動車共通回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>4 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道</p>	令和8年2月10日	令和8年4月1日	—

		<p>・乗合自動車共通1日乗車券の発売</p> <p>5 乗合自動車1日乗車券、乗合自動車団体1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>6 記念乗車券の発売</p> <p>7 P A S M O の発売</p> <p>8 P A S M O の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>9 P A S M O 及び相互利用 I C カード乗車券のチャージ</p>			
トヨタファインシャルサービス株式会社	名古屋 市西区 牛島町 6番1 号 名古 屋ルー セント タワー 15階	<p>1 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売</p> <p>2 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p>	令和 8年 2月 13日	令 和 8年 4月 1日	—
株式会社アットヨコハマ	神奈川 区栄町 7番地 1	<p>1 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売</p> <p>2 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p>	令和 8年 2月 16日	令 和 8年 4月 1日	—
R Y D E 株式会社	渋谷区 代官山 町20番 23号 Fo restgate D aikanyama MAIN棟	<p>1 乗合自動車定期乗車券及び乗合自動車普通乗車券の発売</p> <p>2 乗合自動車定期乗車券及び乗合自動車普通乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p>	令和 8年 2月 26日	令 和 8年 4月	—

	3F			1日	
株式会社 T E I	東京都 港区芝 一丁目 5-12 TOP 浜松町 ビル7 階	1 乗合自動車定期乗車券の発売	令和8年2月25日	令和8年4月1日	—
		2 乗合自動車定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受			
		3 乗合自動車回数乗車券、乗合自動車共通回数乗車券及び乗合自動車通学割引回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受			
		4 乗合自動車1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の発売			
		5 乗合自動車1日乗車券、乗合自動車団体1日乗車券、高速鉄道1日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受			
		6 記念乗車券の発売			
		7 横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第1号。以下「鉄道IC規程」という。）第3条第1号及び横浜市乗合自動車ICカード取扱規程（平成29年3月交通局規程第7号。以下「バスIC規程」という。）第2条第1号に規定するPASMO（以下「PASMO」という。）の発売			
		8 PASMOの払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受			
		9 PASMO並びに鉄道IC規程第30条第1項及びバスIC規程第2条第1項第2号及び第3号に規定するICカード乗車			

		券（以下「相互利用ICカード乗車券」という。）のチャージ			
株式会社パ スモ	東京都 新宿区 西新宿 三丁目 2-11 新宿三 井ビル デイン グ2号 館4階	1 高速鉄道定期乗車券、乗合 自動車定期乗車券及び連絡運輸 定期乗車券の発売に係る収入 2 乗合自動車1日乗車券、高 速鉄道1日乗車券及び高速鉄道 ・乗合自動車共通1日乗車券の 発売に係る収入 3 横浜市高速鉄道ICカード 乗車券取扱規程（平成30年3月 交通局規程第1号。）第3条第 1号及び横浜市乗合自動車IC カード取扱規程（平成29年3月 交通局規程第7号。）第2条第 1号に規定する乗車券の発売に 係る収入 4 横浜市高速鉄道モバイルIC 乗車券取扱規程（令和2年8月交 通局規程第16号）第3条第1号 、第2号及びモバイルPASMO取 扱規程（令和2年3月交通局規程 第3号）第1条に規定する乗車 券の発売に係る収入	令和 7年 12月 12日	令 和 8年 4月 1日	—
アールエヌ ティーホテ ルズ株式会 社	東京都 世田谷 区桜新 町一丁 目34番 6号	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令 和 8年 4月 1日	—
株式会社エ イチ・アイ ・エス	東京都 港区虎 ノ門四 丁目1 -1	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令 和 8年 4月	—

				1日	
株式会社エクスポート	横浜市 中区山下町1番地 シルクセンター	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
株式会社エスクリ	東京都 中央区日本橋小網町6番1号 山万ビル	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
遠州鉄道株式会社	静岡県 浜松市中区旭町12番地 の1	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
Klook Travel Technology Limited	22/F, Kinwick Centre, 32 Hollywood Road, Central, Hong Kong	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
グレイスホテル株式会社 新横浜グレイスホテル	横浜市 港北区新横浜3丁目	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月	—

	6 番 15 号			月 1 日	
株式会社京 急イーエッ クスイン	横浜市 西区高 島 1 丁 目 2 番 8 号	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
KNT - CTホ ールディン グス株式会 社 本人お よびその関 係会社	東京都 新宿区 西新宿 二丁目 6 番 1 号	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
株式会社ケ ン・ホテル マネジメン ト横浜MM ヒルトン 横浜	横浜市 西区み なとみ らい 6 丁目 2 - 1 3	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
株式会社ケ ン・ホテル マネジメン ト横浜山下 町ハイア ットリー ジェンシー 横浜	横浜市 中区山 下町 28 0 番 2	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
株式会社ジ ェイアール 東海ホテル ズホテル	横浜市 港北区 新横浜 2 - 10	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年	—

アソシア新 横浜	0 - 45			4 月 1 日	
株式会社重 慶飯店	横浜市 中区山 下町 77	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
株式会社新 日屋	東京都 中央区 日本橋 本町 3 丁目 3 番 6 号 ワカ 末ビル	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
新横浜プリ ンスホテル	横浜市 港北区 新横浜 3 - 4	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
スーパーホ テル新横浜	横浜市 港北区 新横浜 2 - 6 - 20	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
相鉄ホテル 株式会社	横浜市 西区北 幸一丁	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年	令和 8	—

	目 3 番 23 号		3 月 2 日	年 4 月 1 日	
相鉄ホテル マネジメント 株式会社	横浜市 西区北 幸 2 - 9 - 14	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
株式会社東 急ホテルズ	東京都 渋谷区 道玄坂 1 - 10 - 7 五島育 英会ビ ル 3 階	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
ニューオー タニイン横 浜プレミア ム	横浜市 中区桜 木町 1 - 1 - 7	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
一般財団法 人日本船員 厚生協会 横浜国際船 員センター 「ナビオス 横浜」	横浜市 中区新 港 2 丁目 1 - 1	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 4 月 1 日	—
株式会社日 本旅行	東京都 中央区	地域限定共通 1 日乗車券の発売 に係る収入	令和 8 年	令和	—

	日本橋 1丁目 19番1 号		3月 2日	8年 4月 1日	
藤田観光株 式会社横浜 ワシントン ホテル	横浜市 中区桜 木町1 丁目10 1-1	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
ブリーズベ イオペレー ション6号 株式会社	横浜市 中区花 咲町3 丁目95 番地	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
ブリーズベ イホテル株 式会社	横浜市 中区花 咲町1 -22- 2	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
株式会社ホ テル、ニュ ーグランド	横浜市 中区山 下町10 番地	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—

ホテルJALシティ関内横浜	横浜市 中区山下町72番地	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
ホテル横浜キャメロットジャパン	横浜市 西区北幸1-11-3	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
ホテルリソール横浜桜木町	横浜市 中区太田町6丁目78	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
株式会社三井不動産ホテルマネジメント	東京都 中央区日本橋本町2-2-5	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月	—

ヤマト運輸株式会社横浜館内物流営業所	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号地下1階	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル	横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
株式会社横浜ベイホテル東急	横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月1日	—
横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	横浜市西区高島2丁目19番12号	地域限定共通1日乗車券の発売に係る収入	令和8年3月2日	令和8年4月	—

				月 1 日	
横浜マन्द リンホテル	横浜市 中区野 毛4-1 70	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
リゾートト ラスト株式 会社	名古屋 市中区 東桜二 丁目18 番31号	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—
ルートイン ジャパン株 式会社	長野県 上田市 中央3 -8- 7	地域限定共通1日乗車券の発売 に係る収入	令和 8年 3月 2日	令和 8年 4月 1日	—

交通局告示第4号

1日乗車券の様式の一部改正

1日乗車券の様式（平成29年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

第3号様式を次の様式に変更する。

(3) 第3号様式 デジタル版（例示）



（バス1日乗車券 大人・小児）

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第1号

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削り、同条第3項中「措置と」を「事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録することと」に改め、同項を第2項とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会公告第3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和8年3月13日懲戒処分に付した。

令和8年3月25日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立旭中学校	教諭（臨時的任用職員）	田中 駿	免職

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第1号

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年2月市選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第11条第4号中「この規程」を「横浜市選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第12条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならない。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならない。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市選挙管理委員会告示第3号

横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙における選挙運動
費用の収支報告書要旨

令和7年8月3日執行の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙に
おける各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収
入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号
）第192条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月25日

横浜市選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

1 選挙の種類

令和7年8月3日執行横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

8,601,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	甲斐誠	所属党派	自由民主党	期 間	令和7年7月4日から	第1回分
出納責任者氏名	太田辰也				令和7年8月14日まで	

収 入

支 出

主たる寄附

(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)		
			円	円
自由民主党横浜支部連合会	政治団体	500,000		人件費 393,500
佐藤 茂	地方議会議員	100,000		家屋費 178,180
若栗 直子	医師	100,000		選挙事務所費 178,180
草間剛事務所	政治団体	180,000		集会会場費 -
世永 有里	会社役員	100,000		通信費 58,784
白井 亮次	地方議会議員	50,000		交通費 29,616
自民党金沢区連合支部	政治団体	100,000		印刷費 616,360
				広告費 1,299,171
				文具費 13,872
				食糧費 110,178
				休泊費 180,000
				雑費 87,513
その他の寄附	15件	150,000		
その他の収入		2,000,000		
今回計		3,280,000		今回計 2,967,174
前回計		-		前回計 -
総計		3,280,000		総計 2,967,174

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	67,040円
	ビラの作成	549,320円
	計	616,360円

報告書受理年月日	令和7年8月18日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	横溝 絢子	所属党派	国民民主党	期	令和7年6月25日から	第1回分
出納責任者氏名	横溝 慶子			間	令和7年8月8日まで	

収入

支出

主たる寄附

(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
国民民主党神奈川県総支部連合会		1,500,000		人件費	180,000
				家屋費	337,164
				選挙事務所費	337,164
				集合会場費	-
				通信費	-
				交通費	172,871
				印刷費	1,213,008
				広告費	242,000
				文具費	804
				食糧費	147,504
				休泊費	-
				雑費	110,069
その他の寄附	2件	20,000			
その他の収入		-			
今回計		1,520,000		今回計	2,403,420
前回計		-		前回計	-
総計		1,520,000		総計	2,403,420

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	67,040円
	ビラの作成	946,248円
	計	1,013,288円

報告書受理年月日	令和7年8月15日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	横溝 絢子	所属党派	国民民主党	期	令和7年9月10日から	第2回分
出納責任者氏名	横溝 慶子			間	令和7年9月10日まで	

収入

支出

主たる寄附

(氏名団体名) (職業) (寄附額)

円

円

人件費	-
家屋費	8,197
選挙事務所費	8,197
集合会場費	-
通信費	-
交通費	-
印刷費	-
広告費	-
文具費	-
食糧費	-
休泊費	-
雑費	-

その他の寄附	0件	-
その他の収入		-
今回計		-
前回計		1,520,000
総計		1,520,000

今回計	8,197
前回計	2,403,420
総計	2,411,617

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	67,040円
	ビラの作成	946,248円
	計	1,013,288円

報告書受理年月日	令和7年9月16日	第2回報告分
----------	-----------	--------

横浜市選挙管理委員会告示第4号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年3月25日

横浜市選挙管理委員会

50分の1の数	62,680	人
6分の1の数	522,330	人
3分の1の数	1,044,660	人
選挙区ごとの3分の1の数		
鶴見区	80,379	人
神奈川区	69,132	人
西区	29,457	人
中区	40,629	人
南区	55,424	人
港南区	60,014	人
保土ヶ谷区	56,999	人
旭区	68,307	人
磯子区	45,736	人
金沢区	54,547	人
港北区	100,332	人
緑区	50,172	人
青葉区	85,526	人
都筑区	58,429	人
戸塚区	78,293	人
栄区	34,307	人
泉区	42,659	人
瀬谷区	34,324	人
総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	491,748	人

区選挙管理委員会

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

鶴見区選挙管理委員会規程第1号

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月鶴見区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市鶴見区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

神奈川区選挙管理委員会規程第1号

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月神奈川区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える

(16) 横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じて見直さなければならない。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市神奈川区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならない。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市西区選挙管理委員会

西区選挙管理委員会規程第1号

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月西区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市西区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等进行分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市中区選挙管理委員会

中区選挙管理委員会規程第1号

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月中区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市中区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市南区選挙管理委員会

南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月南区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市港南区選挙管理委員会

港南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月港南区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市港南区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月保土ヶ谷区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市旭区選挙管理委員会

旭区選挙管理委員会規程第1号

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月旭区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市旭区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市磯子区選挙管理委員会

磯子区選挙管理委員会規程第1号

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月磯子区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市磯子区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市金沢区選挙管理委員会

金沢区選挙管理委員会規程第1号

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月金沢区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市金沢区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市港北区選挙管理委員会

港北区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月港北区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市港北区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市緑区選挙管理委員会

緑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月緑区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市緑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等进行分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市青葉区選挙管理委員会

青葉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月青葉区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じて見直さなければならない。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市青葉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならない。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市都筑区選挙管理委員会

都筑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月都筑区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市都筑区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

戸塚区選挙管理委員会規程第1号

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月戸塚区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市戸塚区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市栄区選挙管理委員会

栄区選挙管理委員会規程第1号

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月栄区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市栄区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等进行分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市泉区選挙管理委員会

泉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月泉区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市泉区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等进行分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

瀬谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（令和6年3月瀬谷区選管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー 横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。

第10条第4号中「この規程」を「横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシー」に改め、同条第6号中「業務委託及び外部サービス」を「業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス」に改める。

第11条中「前条の情報セキュリティ対策を年1回及び必要に応じ見直さなければならぬ。」を「情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならぬ。保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、新たに対策が必要になった場合も同様とする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第1号

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1(6)の表備考に次のように加える。

5 表中職員Ⅱの欄において定められている基準は、人事委員会が定める職に就いており、勤務成績が良好であると認められる場合には、経験年数が10年以上であることとする（この基準による選考を「交通局技能職員（二）特例選考（C区分）」という。）。

6 表中職員Ⅲの欄において定められている基準は、勤務成績が極めて良好であると認められる場合には、在級年数が3年以上であることとする（この基準による選考を「交通局技能職員特例選考」という。）。

別表第1(7)の表備考に次のように加える。

3 表中職員Ⅲの欄において定められている基準は、勤務成績が極めて良好であると認められる場合には、経験年数が22年以上であることとする（この基準による選考を「交通局技能職員特例選考」という。）。

別表第1(10)の表中

「

栄養士
心理療法士
歯科衛生士
歯科技工士

」

を

「

栄養士
管理栄養士
心理療法士
歯科衛生士
歯科技工士

」
に改める。

別表第2の1の表職員Ⅱの項中

「

(3) 交通局技能職員（二）特例選考（B区分）

別表第1中に定める交通局技能職員（二）特例選考（B区分）にあつては、昇任年度前2年間の総合評価が原則としていずれも「A」以上（いずれかの総合評価が「B2」又は「B3」が一つ含まれる場合であっても、勤務成績が良好であると認められる場合を含む。）であること。

」

を
「

(3) 交通局技能職員（二）特例選考（B区分）

別表第1中に定める交通局技能職員（二）特例選考（B区分）にあつては、昇任年度前2年間の総合評価が原則としていずれも「A」以上（いずれかの総合評価が「B2」又は「B3」が一つ含まれる場合であっても、勤務成績が良好であると認められる場合を含む。）であること。

(4) 交通局技能職員（二）特例選考（C区分）

別表第1中に定める交通局技能職員（二）特例選考（C区分）にあつては、次のアからウまでの全ての基準を満たしていること。

ア 昇任年度の前年度の4月1日において人事委員会が定める職に任命されていること。

イ 昇任年度の前年度の3月31日においてアに規定する職における経験年数が2年以上であること。

ウ 昇任年度前2年間の総合評価がいずれも「A」以上であること、又は昇任年度前2年間のいずれかの総合評価が「B2」若しくは「B3」であり、かつ、勤務成績が良好であると認められること。

」

に改め、同表職員Ⅲの項を次のように改める。

職員Ⅲ	<p>(1) 一般選考</p> <p>昇任年度前3年間の総合評価（職員Ⅱとしてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B1」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上かつ昇任年度の前年度は「B2」以上であること。</p>
-----	--

ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B1」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上かつ昇任年度の前年度は「B2」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前3年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が1年以上ある者に限る。）については、昇任年度前3年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B1」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上かつ昇任年度の前年度は「B2」以上であること。

(2) 交通局技能職員特例選考

別表第1中に定める交通局技能職員特例選考にあっては、次の全ての基準を満たしていること。

ア 昇任年度の4月1日における年齢が40歳以上であること。

イ 昇任年度前3年間の総合評価がいずれも「S」であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市人事委員会公告第1号

任用候補者名簿の失効

職員に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第40条第1項第2号の規定に基づき、次の任用候補者名簿を令和8年3月13日に失効させたので公告する。

令和8年3月25日

横浜市人事委員会

1 採用候補者名簿

- (1) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験 採用候補者名簿（令和6年5月14日確定分）
- (2) 横浜市行政職員（社会人）採用試験 採用候補者名簿（令和6年5月14日確定分）
- (3) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験 採用候補者名簿（令和6年5月29日確定分）
- (4) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年8月7日確定分）
- (5) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年8月7日確定分）
- (6) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年8月22日確定分）
- (7) 横浜市行政職員（事務A、事務B及び事務C）採用選考採用候補者名簿（令和6年10月25日確定分）
- (8) 横浜市行政職員（高校卒程度）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年11月13日確定分）
- (9) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年11月13日確定分）
- (10) 横浜市行政職員（社会人）採用試験（市長部局）採用候補者名簿（令和6年12月5日確定分）
- (11) 就職氷河期世代を対象とした横浜市行政職員採用試験 採用候補者名簿（令和6年12月5日確定分）
- (12) 横浜市行政職員（社会人）採用試験 採用候補者名簿（令和5年12月5日確定分）
- (13) 横浜市行政職員（社会人）採用試験 採用候補者名簿（令和5年12月5日確定分）
- (14) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験（教育委員会事務局）採用候補者名簿（令和6年8月7日確定分）
- (15) 横浜市学校事務職員（学校事務D、学校事務E）採用選考採用候補者名簿（令和6年10月25日確定分）
- (16) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験（教育委員会事務局）採用候補者名簿（令和6年11月13日確定分）

- (17) 横浜市行政職員（社会人）採用試験（教育委員会事務局）採用候補者名簿（令和6年12月5日確定分）
- (18) 横浜市消防職員（高校卒程度）採用試験（消防局）採用候補者名簿（令和6年11月27日確定分）
- (19) 横浜市企業職員（高校卒程度）採用試験（水道局）採用候補者名簿（令和6年11月13日確定分）

2 昇任候補者名簿

- (1) 令和3年度係長・消防司令昇任候補者名簿（令和3年12月1日確定分）
- (2) 令和4年度係長・消防司令昇任候補者名簿（令和4年11月30日確定分）
- (3) 令和5年度係長・消防司令昇任候補者名簿（令和5年11月29日確定分）
- (4) 令和6年度係長・消防司令昇任候補者名簿（消防局）（令和6年12月5日確定分）
- (5) 令和6年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（市長部局）（令和6年12月6日確定分）
- (6) 令和6年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（消防局）（令和6年12月6日確定分）

監査委員

横浜市監査委員公表第2号

令和7年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査
の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき監査
を行ったので、その結果に関する報告を別冊のとおり公表する。

令和8年3月25日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	瀬	之	間	康
同	麓		理	恵

横浜市監査委員公表第3号

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市長から、包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和8年3月25日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	瀬	之	間	康
同	麓		理	恵

農業委員会

横浜市中心農業委員会達第1号

横浜市中心農業委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月
横浜市中心農委達第3号）の全部を改正することを公布する。

令和8年4月1日

横浜市中心農業委員会

会長 角 田 昇

横浜市中心農業委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年
5月横浜市中心農委達第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市中心農業委員会（以下「委員会」とい
う。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定め
ることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性
の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の
信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上
に資することを目的として市民から管理を負託されたものである
ことを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙
げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソ
フトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の
環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市中心農業委員会行政文書管理規則（平成12
年4月北部農委規則第2号）第2条第1項に規定する行政文書
をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行
政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方
式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその
他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57

号) 第2条第1項に規定する個人情報という。

- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報という。
- (8) 情報資産 委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なきときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 事務局 横浜市中心農業委員会組織規程(昭和56年8月北部農委達第1号)第3条第1項の規定により設置された事務局をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
(対象とする脅威)

第4条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等

- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第5条 職員は、第2条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 個人情報保護に関する法律
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (5) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）
- (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）

(組織体制)

第6条 第4条の脅威から情報資産を保護するため、次のとおり委員会情報セキュリティ総括責任者、委員会情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、委員会会長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

3 委員会情報セキュリティ運用責任者は、委員会事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務長」という。）をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導

を行う。

4 情報セキュリティ担当者は、事務長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、事務局内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する事務局の職員に対して指導及び監督を行う。

5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する事務局農地係長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する事務局の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第7条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (5) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策の実施状況を年1回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

2 前項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第9条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ総括管理者と協議の上、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避の場合は、事後速やかに情報セキュリティ総括管理者に報告しなければならない。

(施行細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市南西部農業委員会達第1号

横浜市南西部農業委員会情報セキュリティ管理規程の全部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

横浜市南西部農業委員会
会長 矢島 寛

横浜市南西部農業委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年5月横浜市南西部農委達4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市南西部農業委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市南西部農業委員会行政文書管理規則（平成12年4月南西部農委規則第2号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第

9項に規定する特定個人情報をいう。

- (8) 情報資産 委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 事務局 横浜市南西部農業委員会組織規程（昭和56年8月西部農委達第1号）第3条第1項の規定により設置された事務局をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第4条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第5条 職員は、第2条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 個人情報保護に関する法律
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (5) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）
- (7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）

(組織体制)

第6条 第4条の脅威から情報資産を保護するため、次のとおり委員会情報セキュリティ総括責任者、委員会情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、委員会会長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

3 委員会情報セキュリティ運用責任者は、委員会事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務長」という。）をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

4 情報セキュリティ担当者は、事務長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、事務局内の情報セキュ

リティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する事務局の職員に対して指導及び監督を行う。

- 5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する事務局農地係長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する事務局の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第7条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、以下の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靱性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (5) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、前条の情報セキュリティ対策の実施状況を年1回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

- 2 前項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(例外措置)

第9条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ総括管理者と協議の上、例外措置をとることができる。

- 2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避の場合は、事後速やかに情報セキュリティ総括管理者に報告しなければならない。

(施行細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長部局の例によるものとし、その他必要な事項については、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。

市会

横浜市会規程第1号

横浜市会議会局情報セキュリティ管理規程（令和6年3月横浜市会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市会議長 渋谷 健

題名中「議会局」を削る。

第1条中「横浜市会議会局（以下「局」という。）の保有する」を「横浜市会（以下「市会」という。）における」に改める。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 情報資産 市会が保有し、又は横浜市会議会局（以下「局」という。）が業務を委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書（議員が保有する情報システム及びシステム関連文書を除く。）をいう。

第2条に次の1号を加える。

(16) 横浜市会情報セキュリティポリシー この規程及び横浜市会議会局情報セキュリティ管理要綱の総称をいう。

第3条中「局は、その保有する」を「市会は、」に改め、「この」を削り、「及び管理をすることを基本理念として情報セキュリティ対策を実施」を「し、及び管理することを基本理念と」に改める。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

市会において想定する情報セキュリティ対策を講ずべき脅威は、次に掲げるものとする。

第5条（見出しを含む。）中「職員」を「議員及び職員」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）

(7) 横浜市会個人情報の保護に関する条例

第6条第1項中「議会局」を「市会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市会情報セキュリティ総括責任者は、議会局長をもって充て、次に掲げる事項を行う。

- (1) 横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条第1項に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項に基づく市会の情報セキュリティ対策の決定
- (2) 市会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者の総括並びにこれらの者に対する情報セキュリティに関する事項についての指示及び指導
- (3) 議員による情報資産の取扱いにおける情報セキュリティに関する事項についての必要な措置

第6条第3項中「議会局情報セキュリティ」を「市会情報セキュリティ」に改める。

第7条中「議会局」を「市会」に改め、同条第5号中「及び」の次に「クラウドサービスを含む」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 横浜市会情報セキュリティポリシーの運用

第8条第1項中「議会局」を「市会」に、「局の」を「市会の」に、「是正を命じることができる」を「必要な措置を講じる」に改める。

第9条及び第10条中「議会局」を「市会」に改め、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（横浜市会情報セキュリティポリシーの見直し）

第9条 市会情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市会情報セキュリティポリシーを年1回見直さなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市会規程第2号

横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月横浜市会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市会議長 渋谷 健

第5条第1項に次の1号を加える。

- (3) 横浜市会図書室において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務

第21条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第52条第2項第5号の議長が定める人数は、100,000人とする。

3 条例第52条第2項第5号の議長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 一の委託業務で取り扱う要配慮個人情報の本人の数が100人を超える委託
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条第2号に規定する保有個人情報を取り扱う委託

第21条の次に次の1条を加える。

（委託の報告の適用除外）

第21条の2 条例第52条第2項第5号の規定は、第5条第1項第3号に掲げる個人情報を取り扱う事務に係る委託の報告については、適用しない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市会規程第3号

横浜市議会事務局の組織、事務分掌等に関する規程（昭和49年5月横浜市会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

横浜市会議長 渋谷 健

第3条第1項総務課の部中第6号を削り、第5号を第6号とし、同部第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市会の個人情報の保護に関すること。

第3条第1項総務課の部中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 本会議場、委員会室その他の議会で使用する諸室の調整等に関すること。

第3条第1項秘書広報課の部第4号中「自動車」を「市会庁用自動車の管理」に改め、同項政策調査課の部第6号中「海外視察」を「議員派遣による海外視察」に改め、同部第10号中「改廃」の次に「における審査等」を加え、同部第11号中「訴訟等」の次に「の支援」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

その他

財契一第3174号
令和8年3月25日

各区局・統括本部長

副市長

横浜市工事部分払事務取扱要綱の施行についての廃止に
ついて（通知）

横浜市工事部分払事務取扱要綱の施行について（昭和45年5月1日財調第63号収入役、各局長あて助役依命通達）は、令和8年4月1日に廃止する。

市区連第 526 号
令和 8 年 3 月 25 日

区長各位

副市長

区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（依命通達）

区長委任事務に関する決裁準則の制定について（昭和49年9月26日総区第107号助役依命通達）の一部を次のように改正し、令和8年3月25日から施行する。

別表第2総務部の項税務課の部課長専決事項第6号中

「

総務部	税務課	市税の賦課等に関する事 こと。	(6) 固定資産課税台帳の縦覧の公示に関する事 こと。
-----	-----	--------------------	--------------------------------

」

を

「

総務部	税務課	市税の賦課等に関する事 こと。	(6) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の公示に関する事 こと。
-----	-----	--------------------	--

」

に改め、

別表第2福祉保健センターの項保険年金課の部課長専決事項第5号中

「

福祉保健センター	保険年金課	横浜市国民健康保険条例等に関する事 こと。	(5) 施行規則第2条第1項第1号から第4号まで、第5号に規定する被保険者の資格の得喪、被保険者証等に関する事 こと。
----------	-------	--------------------------	--

」

を

「

福祉保健センター	保険年金課	横浜市国民健康保険条例等に関すること。	(5) 施行規則第2条第1項第1号から第4号まで、第5号に規定する被保険者の資格の得喪、資格確認書等に関すること。
----------	-------	---------------------	---

に改め、

別表第2福祉保健センターの項保険年金課の部課長専決事項第6号中

「

福祉保健センター	保険年金課	横浜市国民健康保険条例等に関すること。	(6) 施行規則第3条に規定する被保険者証及び資格証明書の更新又は検認のための公告に関すること。
----------	-------	---------------------	--

を

「

福祉保健センター	保険年金課	横浜市国民健康保険条例等に関すること。	(6) 施行規則第3条に規定する資格確認書の更新又は検認のための公告に関すること。
----------	-------	---------------------	---

に改める。